

# 令和2年塩尻市議会3月定例会

## 福祉教育委員会会議録

○日 時 令和2年3月10日（火） 午前10時00分

○場 所 全員協議会室

### ○審査事項

議案第17号 令和2年度塩尻市一般会計予算中 歳出2款総務費中1項総務管理費14目市民交流センター費、3款民生費（1項社会福祉費7目国民健康保険総務費、8目後期高齢者医療運営費及び4項国民年金事務費を除く）、4款衛生費中1項保健衛生費1目保健衛生総務費、2目予防費、3目保健対策費及び4目母子保健費、5款労働費中1項労働諸費2目ふれあいプラザ運営費、10款教育費（6項保健体育費2目体育施設費のうち総合体育館建設事業及び総合体育館運営事業を除く）

議案第19号 令和2年度塩尻市奨学資金貸与事業特別会計予算

議案第20号 令和2年度塩尻市介護保険事業特別会計予算

議案第21号 令和2年度塩尻市国民健康保険榑川診療所事業特別会計予算

議案第26号 令和元年度塩尻市一般会計補正予算（第6号）中 歳出2款総務費中1項総務管理費14目市民交流センター費、3款民生費（1項社会福祉費7目国民健康保険総務費、8目後期高齢者医療運営費を除く）、4款衛生費中1項保健衛生費1目保健衛生総務費、2目予防費、3目保健対策費及び4目母子保健費、5款労働費中1項労働諸費2目ふれあいプラザ運営費、10款教育費（6項保健体育費2目体育施設費のうち新体育館建設事業を除く）

議案第28号 令和元年度塩尻市奨学資金貸与事業特別会計補正予算（第1号）

議案第29号 令和元年度塩尻市介護保険事業特別会計補正予算（第4号）

陳情第1号 医師養成定員を減らす政府方針の見直しを求める陳情

### ○出席委員

委員長	赤羽	誠治	君	副委員長	青柳	充茂	君
委員	丸山	寿子	君	委員	柴田	博	君
委員	金子	勝寿	君	委員	西條	富雄	君

### ○欠席委員

なし

### ○議会事務局職員

事務局次長	赤津	廣子	君	議事総務係長	小澤	真由美	君
-------	----	----	---	--------	----	-----	---

○委員長 皆さんおはようございます。定刻より若干早いですけれども、おそろいようですので、昨日に引き続き、福祉教育委員会を開会いたします。本日の委員会は委員全員出席しております。

それでは説明を受けた286ページから320ページまでの質疑を行ないます。委員の皆さんから質問ありますか。

○柴田博委員 294ページの上の北部交流センター管理諸経費の関係ですけれども、予算に異論はありませんが、北部交流センターについては公民館費の中に入っていて、えんぱ一くについては総務費の中に入っているのですけれども、その辺で位置づけ等は違うのかどうかということと、普通に考えれば総務費の中の市民交流センター費の中に北部交流センターの管理諸経費も入れてもいいような気もするのですけれども、そうしないわけもあわせてお願いします。

○社会教育課長 北部交流センターえんてらすにつきましては、複合施設となっております。基本的には公民館施設という形で貸館業務を行っておりますので、そういった意味で予算的にはその分類をしているというところでございますが、交流スペース部分についてのみ貸館とは別に収入を別途、窓口を設けてございまして、その収入は分けて収支をしているところでございます。あと、今後そういったところで私も予算を組んでいる中で、この項目はこっちじゃないのかということころは、素朴な疑問を感じているところがございますので、その辺は今後財政課等も含めて検討していく中で、わかりやすい予算組みをしていければというふうに考えております。

○柴田博委員 そうすると確認ですけれど、例えばえんぱ一くの貸館については公民館法の適用は受けないということで、えんてらすは受けるという、そういうことよろしいわけですか。

○社会教育課長 委員のおっしゃるとおりでございます。

○柴田博委員 続けてお願いします。298ページの図書館サービス基盤整備事業の関係ですけれども、図書購入費として3,000万円ということですが、これで平均すれば大体どれぐらいの図書が購入できるのか、今までの実績等見てほしいのと、あわせて消耗品費の中の雑誌と新聞の関係ですけれども、これはそれぞれどれぐらい購入していて、保存期間がどれぐらいそれぞれとっているか、その辺について説明をお願いします。

○図書館長 1点目の図書の購入タイトル数でございますけれども、平成30年度の実績といたしまして、購入した書籍の合計が1万7,556冊という数字でございます。3,000万円ということでございますので、本の単価の平均が幾らかということによるということですが、おおよそ2,000円から2,300円ぐらいが購入する図書の平均単価でございますので、今申し上げました1万7,000冊強から1万5,000冊の間ぐらいが毎年の購入冊数として予定をしております。

雑誌につきましては、現在タイトル数といたしまして、昨年度末の段階で本館、分館合わせまして486タイトルを受け入れておりますが、このうち寄贈によるものも若干ございますので、おおよそ450タイトルほどが雑誌の購入タイトル数でございます。保存年限につきましては、原則3年でございます。ただし、塩尻市に関するものとかが長野県内のいわゆる地域の情報に関連するもの、具体的に申し上げます、例えば塩尻市内ですと「文芸しおじり」などという文芸誌が市内で発刊されておりますし、歴史研究のものとして例えば「信濃」という雑誌がございましたり、「信濃教育」などという雑誌がございましたり、そういう郷土に関するものにつきましては、原則永年保存ということでございます。新聞の受け入れタイトル数は24タイトルでございます。

○柴田博委員 あわせて新聞の保存期間も、もしあれば、決まっていれば。

○図書館長 新聞につきましても原則3年という保存期間でございますが、雑誌と同様、塩尻市及び松本地域、長野県に関するものにつきましては永年保存ということでございまして、具体的に申し上げますと、信濃毎日新聞、長野日報統合版、市民タイムス、MGプレスが現在のところ永年保存ということでございます。

○柴田博委員 それで図書の関係ですけれども、毎年1万5,000冊くらいずつ増えていくとして、全体の図書数というのは今どれくらいかということと、毎年古くなってきて、もう貸し出しできないような本も出てくると思うのですが、その辺の処分している本の数とか、もしわかれば参考をお願いします。

○図書館長 図書館の蔵書能力でございますけれども、えんぱーくの本館の蔵書能力が50万冊でございます。本館の昨年度末の蔵書数が40万2,000冊余のところでございます。今のところ、10万冊ぐらいの空きになってきているということでございます。除籍といいますけれども、図書館の本の登録を外して、要するに取り除くということを当然行っておりまして、これにつきましては、昨年度の除籍冊数が4,616冊でございます。方針ですけれども、これまでは本館の余力がまだある状態が続いてきましたので、積極的な除籍をしてこなかったということがあります。蓄積を重視して除籍をそれほど多くとらずに、蔵書数を増やしてきたということでございますけれども、残りの余裕が今10万冊を切ってきたということがございますので、これまではある程度古くなったり、物理的に本が古くなったり、それから情報として古くなって利用に適さない資料が残ってきたという経過はありますけれども、現時点では除籍を積極的に行って、図書館の今後の受け入れの余地を先延ばししていこうというふうに考えているところでございます。

○委員長 よろしいですか。ほかにありますか。

○丸山寿子委員 294ページの図書館事業諸経費のところですが、資料でいくと42ページになりますけれども、資料のほうの下の方にありますが、複合施設として、図書館を中心とした複合施設を運営する図書館同士の連携・協力を大和市と岐阜市との間で進めるということで、そういう協定というのですか、結んでということですけど、まずそれを結んだ目的ですとか目指すところといいますか、その内容について教えてください。

○図書館長 委員が今お尋ねの、岐阜市、神奈川県大和市との「図書館の連携・協力に関する同盟」という形で昨年度末に締結をいたしました。この経緯といたしましては、昨年7月にまず大和市長の呼びかけによりまして、岐阜市立図書館との間でこの同盟が締結されました。この2館につきましては、えんぱーくと同様の複合施設でございます。その中心に図書館があるという施設でございます。この2館、全国的にも注目されている図書館を中心とした複合施設でございます。それぞれ新たな取り組みをしながら、好調な利用を得ているという状況でございます。大和市のシリウスという施設でございますけれども、これをつくる際に大和市の大木市長、当時も市長ですし今も市長ですけども、市民交流センターえんぱーくに何回も視察に来てくださりまして、シリウスの開館に当たって、えんぱーくの状況を見て、参考にして開館をしたという経過がございまして、塩尻市立図書館が今、開館10年目を迎えているところでございますけれども、引き続き好調な利用をされている、あるいは実施しているサービスに新たな取り組みがあるというようなことから、塩尻市にもこの同盟の参加を呼びかけていただきました。この3つの図書館同士が、それぞれが行っているサービスなどを共有をしまして、お互いに情報交換や意見交換あるいは職員レベルでの交流などを今後展開をいたしまして、それぞれの図書館がさらに新たなサービスを生み出していけるようなことにしたいと、そのための連携・協力をしていきたいというような趣

旨、目的でこの同盟に塩尻市も加わったということでございます。予算の中では説明申し上げませんでしたけれども、まずは、来年度は職員の交流のための旅費を10万円弱予算化いたしまして、まずは3館の間での職員交流をしていきたいということでございます。実はこの3月3日に第1弾の職員交流の提案が大和市からございまして、職員が大和市に出張する予定になっておりましたが、このコロナウイルスの関係で当面3市ともこういう状況ですので見送りをしようと、年が改まって落ち着いたところから連携を始めようとこのような状況になっております。

**○丸山寿子委員** 本当に注目されているそれぞれの市の図書館を含む複合施設ですけど、前に塩尻で図書館の大会みたいなことがあったときには、いろんな司書の方とか関係の方がいらっちゃって、岐阜市もえんぱーくを見に来て参考にしたということをしていましたけれども、たまたま視察に行く機会があって、図書館の視察に行ったのではないのですが、女性議員の研修で行ったのですが、会場だったのですが非常につくりも素晴らしくて、塩尻を参考にしましたというだけあって似ている部分もあったりして、非常に市民の人たちからも慕われている場所であるということを見てきました。3月3日が延期だったということですので、また効果を期待するところではあります、図書館と絡めたいろんな活動の輪が広がっていくところに期待するところです。今、図書館で展示してありますけれど、図書館のところは今閉館してしまっていますので、あの展示はいつごろまでやって、市民の方たちにもしっかり知らせていただきたいのですけれど、今、している展示について、延長とかしていくのですか。

**○図書館長** お尋ねの展示というのは岐阜市、大和市に関する展示ということでしょうか。

**○丸山寿子委員** はい、1階のところ。

**○図書館長** それにつきましては、通常の展示コーナーではなく、森のコートの中に展示をしております。実はこの間、大和市と岐阜市の図書館には塩尻市のワイン関係のワインのボトルと木曾漆器の展示用のものを貸し出しをしまして、先方では展示をさせていただいております。それにかえまして、岐阜市と大和市から何か市民の皆さんに紹介できる特色あるものがあればお貸しいただきたいという打診をしているさなかに、この3市ともコロナウイルス対応で一部サービスの停止というような状況になったものですから、それが見合わされております。ですので、このことにつきましては引き続き展示を続けていくとともに、3市の状況がよくなっていく中で、さらに充実をして展示を継続していきたいというふうに考えております。

**○丸山寿子委員** ありがとうございます。同じ図書館の質問を続けさせていただきますが、資料は今のところの下の本の寺子屋推進事業で、議案書は298ページですが、えんぱーく10周年に当たって記念講演会と企画展を実施するとあります。予算も増やしてあるわけですが、今のところ、どのような特色を持ってやるのかお聞きしたいと思います。お願いします。

**○図書館長** まず、講演会と企画展を開催予定でございます。1つずつを予定しております。講演会につきましては、養老孟司さんというベストセラーも出した解剖学者に打診をしたところ、通常の講演料よりもかなり安い講師謝金でお越しいただけるというようなことで、これがこの講師の謝礼の中に33万円が入っております。会場につきましては、今回思い切ってレザンホールで開催をしたいと考えております。といいますのは、本の寺子屋は図書館のある建物の中で講師の息遣いが感じられるような規模で、学校として展開していくという、今までこだわりがございましたけれども、今回だけはより広い市民の皆様方に寺子屋についてPRをしたいと、そうい

う機会になるのではないかというふうに考えまして、8月の下旬に開催予定ということで先方との調整及び会場の手配などができているところでございます。

それから、企画展につきましては、今の図書館貸出カードにデザインを提供して下さってございました今村幸次郎さん、イラストレーターですけれども、その方の原画展を開催する予定でございます。これにつきましては、一昨年御本人が亡くなったということがございまして、奥様が御主人の遺志として、塩尻市立図書館には自分の絵が愛着を持って図書カードで使われているので、何か機会があれば、ぜひ展示への協力をしてあげてほしいという遺志がございましたので、それを受けまして、今回えんぱ一く開館10周年にあわせて今村さんの原画展を開催したいというふうに考えております。

○丸山寿子委員 本当に講演者の息遣いが聞こえるというコンセプトでずっときていましたので、それはそれで大事にしつつ、応募してなかなか参加できなかったという人も大勢いますので、この際に館長が言うようにPRをまたしていただくということでよろしくをお願いします。

○委員長 ほかにありますか。

○西條富雄委員 308ページ、短歌館運営事業で予算にのっていますけれども、関連しますので質問しますけれども、短歌の小径の計画は今後どうなっていくのかお聞かせください。

○社会教育課長 短歌の小径につきましては、サイン整備等を都市計画課で今年度実施したものでございます。今それをどういった形で活用するかというところ、ソフト面を検討してございまして、えんてらすも来年度は短歌館と共同した形で何かイベントをしていきたいと考えてございますし、あと、短歌フォーラム大会の2日目の見てある記、ぜひそういったところも活用する中で、今までは広丘小学校周辺であったのですが、もうちょっと範囲を広げて小径等も使う中で周知をしていきたいと考えているところでございます。

○西條富雄委員 市民、特に地域の皆さんのお声をお聞きしますと、せっかく短歌の小径をうたっているのだから、えんてらすからの道がわからないと、サインボードも少ないという中で、市民の皆さんの提案が、カラーペーブメントをするか、それか砂場にあるような木質ブロックを並べた感じのそういった道にするとか、いわゆる短歌にちなんだような小径づくりに協力するように言ってくれと言われているものですから、あえてここで質問したのですが、せっかくいい企画ですし、えんてらすもこれだけ人気が出ている中ですので、ぜひそれが短歌館に結びつくように、それから途中の下宿跡もいろいろ今後あるみたいですので、そこも兼ねてぜひ広丘まちづくりに協力をお願いしたいと思います。その辺何か答弁ありますか。

○社会教育課長 西條委員の御意見もとてもでございますので、これから地元の御意見、それから広丘独自でやっている短歌大会もございまして、その辺も含めて、ぜひ短歌の里広丘を周知、それから短歌の文化が醸成されるように努めてまいりたいと思います。ありがとうございます。

○西條富雄委員 お願いします。いいです。

○委員長 ほかにありますか。

○柴田博委員 306ページの一番下のほうの古文書室運営事業ということなのですが、この古文書室運営事業という名前もそうなのですが、古文書の関係の運営方針というか、これからどういうふうに展開していくか、その辺について改めてお聞かせください。

○社会教育課長 報道等ございましたとおり、現在行政係で行政文書について来年度6月をめどに総文の3階の

会議室の1室を潰しまして、そこに集約をして、これから分類整理をしていくという方針が示されました。その辺で、行政文書と、あと古文書室で扱っている近世の文書と、すみ分けをどうするかというところの議論がこれからきちんとしていかないと、どこまでが古文書でどこまでが行政文書なのかというところはこれからきちんとして関係課と調整をしながら方向性を示していかないと、ただ単にこれまでどおり古文書だけで単独で運営をしていくということではないと思いますので、行政係では行政文書についてもきちんと市民には公開して活用してもらうということは聞いてございますので、その辺はすり合わせをしながら方向性を示しながら実施していきたいと思っておるところでございます。

○柴田博委員 そうすると、古文書だけではなくて、普通の公文書の関係の保存や整理についてもやっていくということのようですが、新年度の予算を見ると、職員の報酬は52万8,000円で余りにも少ないと思うのですが、これはどれくらいの勤務時間になるわけですか。

○社会教育課長 基本的には交代で作業員賃金で行っておりまして、週に2日開館をしてございまして、一般の方の持ち込んだ文書の解説だとか、あと基本的には目録の作成をしているところでございまして、ただ今後行政文書も含めて公開をしていくということを考えますと、次年度再来年度等については、きちんと人員を配置していかないと活用ができていかないと感じておりますので、その辺は行政係等も含めて調整していきたいと思っております。

○柴田博委員 もう1点。資料の購入費が10万円ということですが、これは市中に出回っている資料で塩尻に関連するようなものがあれば買うということなのか、それ以外に何か定期的には買っているようなものがあるのか、それについてはどうですか。

○社会教育課長 古文書室の愛好家というか専門で調査をしている方がいらっしまして、そういった方から情報提供を受けます。こういったところにこういった文書がありますというところを、基本的にはできれば寄贈をお願いするのですが、場合によってはお金を出して購入する価値があるというところを判断する中で、場合によっては購入するための費用でございます。

○柴田博委員 そうすると、年間で大体どれくらいの数の古文書が増えている、集めているということですか。

○社会教育課長 担当係長から御答弁申し上げます。

○文化財係長 古文書の購入についてですけれども、今年度につきましては、市内広丘堅石にあった近世文書が流出していたという情報提供をもとに、10万円で古書店から150点ほどまとめて購入しております。

○柴田博委員 いいです。

○金子勝寿委員 教育委員会で青木家文書とか、いわゆる市の文化財として指定して個人所有になっている文書が幾つあるのですか、今。結局何を言いたいかという、もう10年前から私も古文書はちゃんとしたほうがいいよと話をしても全然ならず、ようやく図書館の後やるという話になってからもう3年くらいたつのか。申し上げたいのが、まずそういう本来ならばちゃんとした管理をしてくれれば寄附しますと言ってもらえてもう10年以上たってできていないのをまず整備していただくために、実際に受け入れられるような体制、もしくは劣化しないでちゃんと管理できるようにすることがまず第一だと思うのですが、その場合していただいだけそうなのかどうなのか。いわゆる市内に今個人所有になっている市の文化財として指定している文書について、変な話、個人的に火事になったら燃えてしまうような場所にあるわけですよね。その辺、現状どうなっていますか。仮に

きちんとした管理ができた場合は寄贈していただけるのか、もしくは買い取りにするのか、ちょっと先の話ですがお願いします。

○**社会教育課長** 現在、古文書につきましては、旧総文の3階にありました図書館の閉架書庫に所蔵をして管理をしているところでございます。これから来ます行政文書等につきましても、大分劣化が進んでいるということを知っていますので、そういったところはきちんと空調管理をする中で収蔵をしていくということは考えてございます。あと、過日も教育委員会で菅井真澄の直筆の文書を12点指定をさせていただいて、追加になりましたけれども、また後ほど数量については担当係長から申し上げます。もしきちんとそういった管理がするのであれば寄贈いただけるということであれば、そういったところは金子委員おっしゃるとおりきちんと体制整えて、ハードも整えて対応していきたいと考えてございます。あと点数については、担当係長から申し上げます。

○**文化財係長** 御質問のありました市指定文化財に指定されている文書ですけれども、件数としては、原家文書、青木家文書、川上家文書と3件指定されておまして、そのうち川上家文書については、寄贈を受けて市の古文書室に保管されておりますけれども、ほかの原家文書、青木家文書につきましては、現在個人所有となっております。個人の責任において保管をされているということと想われますが、こちらでは今どのような状況で保管されているかということまでは把握しておりません。

○**金子勝寿委員** 原家文書と青木家文書、点数とか量までは把握していないということですか。把握してあって、例えば、受けた場合スペースの話とあと公開ですよ。特に愛知県とか観光業のものがいいあたりは、非常に今歴史的な部分に力を入れてやっていますので、経済的な面ではなくて地域づくりとして、行政文書以外の部分については当然歴史なので、重要にしていっていただかないと塩尻のブランドというか、要は新しいものもいいですが、ちゃんと古きを大切にしていくという姿勢を持っていただきたいと思うのですが。済みません、長くなりましたが、ちなみに2つ合わせて何点くらいあるのか、スペース的にどのくらい必要なのか。

○**文化財係長** 先ほど申し上げました原家文書につきましては、指定されている点数が1万2,980点。青木家文書については2万2,904点が、指定されております。

○**金子勝寿委員** ちなみに、これちゃんとすれば寄贈してくれそうですか。せっかく整備して、やっぱり来ませんとあって、今の正直行って行政文書だけあったって数字書いてあるだけなものですから、それでは公が持つ意味は余りないと思うのですよね。そうではなくて、きちんと歴史が書いてあるものについて公で管理しないと、古文書室つくっても仏が入らないとかお金の無駄と言っはいけないのだけれど、どうですか。所有者の方の意向とか。

○**社会教育課長** 古文書、点数も多ございますけれども、きちんとハードを整えた上でぜひ所有者の御理解を得られるのであれば、寄贈ないしもしくは寄託をいただいて、できればきちんと保存した中で、金子委員おっしゃられるとおり、後世に伝えていけるような務めをしていきたいと思っております。

○**委員長** よろしいですか。

○**金子勝寿委員** しっかりまた決算のときに聞きたいと思っておりますので、それまでに意向も含めて聞いておいてください。以上です。

○**委員長** ほかにありますか。

○**西條富雄委員** 先へ進みます。314ページ、重伝建整備事業のところ、昨日の説明が2件分という話でし

たが、平成30年については奈良井で修理が1件、修景が1件、平沢で修理が1件、修景1件という報告をもらっていて、そのような感じで奈良井・平沢2件ではなくて、どういう内容なのかわかりましたら教えてください。

○社会教育課長 担当係長から内容について御答弁申し上げます。

○文化財係長 令和2年度の修理・修景の内容ということだと、奈良井が修理が1件、木曾平沢が修景が1件。いずれも個人の建物の修理並びに修景ということになります。

○西條富雄委員 それによって、だから金額も従来この2年間によると、910万円で済むという捉え方でいいですか。

○社会教育課長 そのとおりでございます。修理・修景事業につきましては、前々年度に要望をお聞きしまして、次年度に文化庁等に補助金の要請をいたしまして、当年度実施という形になってございますので、一応年間通して大体4件平均でもくろみまして予算化してございますけれども、どうしても個人負担も多ございますので、どうしても年によっては2件だったり、場合によっては6件だったりする場合がございますので、その辺は所有者となるべく連絡を密にして、なるべく平準化していきたいとは考えてございますけれども、何分にも個人所有でございますので、その辺は今後も検討していきながら調整をしていきたいと思っております。

○委員長 よろしいですか。

○西條富雄委員 はい。違う質問していいですか。

続きまして、316ページ、スポーツ活動支援事業。ちょっと嫌な質問して申しわけないですが、スポーツ夢基金で昨日の話が、335万円余79名4団体にスポーツ夢基金をお渡ししている中で、今回のウイルスの発生によりイベントが中止になっているのですけれども、その辺で前受してしまった激励金については何件あって、それについてはどうされるのか。もらったほうの気持ちを考えてこの質問余りしたくなかったのですけれども、一応お聞きします。何件の状況なのか教えてください。

○スポーツ推進課長 激励金交付しました後に、コロナウイルスの関係で中止となった大会が1件ございまして、お二人の方にそれぞれ3万円ずつお渡しをしておりましたが、既に大会への激励という趣旨を御理解をいただく中で返金をいただいている状況でございます。

○委員長 よろしいですか。

○西條富雄委員 いいです。

○委員長 ほかにありますか。

○柴田博委員 同じ316ページの上のほうの芸術文化事業の関係ですけれども、説明資料37ページを見ると、市芸術文化事業5事業の開催とあるのですが、ちなみにどんな事業かお願いします。

○委員長 答弁求めます。

○社会教育課長 担当係長から御答弁申し上げます。

○社会教育係長 芸術文化事業補助金の関係でございますが、詩吟の大会の関係ですとか、そういったものにつきまして5年に1度とか10年に1度、そういった節目の年に交付してございまして、そちらのほうから出てきております。来年度の予算につきましても、おおむね大体5団体を見込んでございまして、特に来年度令和2年度予算でございますが、塩尻文芸の会50周年記念補助費というものも含まれております。



○柴田博委員 そうすると、これは市の自主的に運営する事業ではなくて、それぞれの団体から補助金をいただきたいという申請があって、それに基づくものという、そういう位置づけのものでしょうか。

○社会教育係長 そのとおりでございます。

○柴田博委員 わかりました。いいです。

○委員長 ほかにありますか。

○丸山寿子委員 304ページ、2つ目の丸、若者サポート事業ですが、若者就業サポート委託料の305万4,000円、これは1カ所に委託しているものでしょうか。内容を教えてください。

○男女共同参画・若者サポート課長 こちらNPOのジョイフルに対しまして、若者支援のための委託をしております。その内容は、就職や家族関係、メンタルなどの相談業務をしていただくこと。それから就労に向けたマナーやコミュニケーション力をつける、そういった講座を開催している。あとは、実際に数日間企業等で体験をするといった体験プログラム。このような事業を委託しまして、若年無業者の就職に向けた支援を行っているという状況でございます。

○丸山寿子委員 それから、講師謝礼とありますが、講演会等の費用かと思いますが、この旅費も含めて講演会等の場合、6万4,000円と4万1,000円のところまでがそれに当たる費用なのか、そのところを教えてください。

○男女共同参画・若者サポート課長 講師謝礼の部分につきましては、講演会等の謝礼ということで講師に支払うものでございまして、旅費のほうには、一部市職員のための研修の旅費も含まれております。あと、講師の費用弁償という内容でございます。

○丸山寿子委員 3月議会の始まる前日ですけれども、ひきこもりに対する講演会ありまして、今8050ということもようやく世間で問題として取り上げられるようになったところなわけですけれども、非常に多くの皆さんが参加をされていて、本会議での質問もありましたけれども、これからやっつけていかなければいけないことだと思いました。担当の課だったわけですけれども、若者のサポートは今までおおむね39歳までということですが、それより上の人たちの対象で、親も高齢になっていくということで、今危機感を持っている当事者の方、親の皆さんもお集まりになっていました。この若者サポートの分野で対応していくのかと思うのですが、窓口も本人はなかなか来れないので、親が来て相談するということから始めると思うわけですが、この全体の予算の中でどのように、これから対応して欲しいと思うわけですが、その辺例えばチラシなどもまだ若者サポートという名前だけで相談というような感じなのですが、それをもう少し上の方たちも相談できるということですか、あるいはそういう窓口があるということを知らせてほしいと思うのです。それともう1点は、どこにつないでいくのか。若者サポートについては今までどういうところにつないでいくということを庁内でも横断的にやってきたとは思いますが、今の段階でまだすぐわからないかもしれませんが、何か今のところ考えていることがあればお聞かせいただきたいと思います。

○男女共同参画・若者サポート課長 私どもこの若者サポートという分野、平成30年度昨年度から市で開始をした事業でございまして、その中で、若者相談をする中でひきこもりの問題が大きくクローズアップされてまいりました。県の調査でも、中高年のひきこもりの方が若者より実際は多いと。しかも8050ということで、貧困とか介護とかの問題と結びついて大きな社会問題になっているというような情勢になってまいりまして、市と

しても、今現在まだ8050をどのようにどこの部署でどういった施策で対処をしていくかということは細かくは定まっておりません。第3期中期計画に向けまして、来年度がちょうどその計画をしたり、また組織見直しも行われる年になりますので、その中で庁内のしっかり論議をして、市としてどのように向き合うかということを決めていくようになるのではないかと考えております。

○丸山寿子委員 要望です。まだ問題が全国的によくキャッチされ始めたところではありますが、もう切実に困っている方たちもいます。また、あるいは福祉のほうとの連携で、そこを切り口にしていくということもありますので、庁内でも連携がとれるような横断的なことも、またそれぞれ相談していただけたらということをお願いをしたいと思います。以上です。

○委員長 要望でいいですか。ほかにありますか。

○西條富雄委員 確認です。本議会でもぶどうの郷ロードレースのことで答弁いただきました。その答弁の中で、ぶどうの郷ロードレース検討委員会を設置し、そこで検討していくという話ですが、その検討の中身についてスポーツ関係者から質問があったものですから代弁させていただきますけれども、検討というのは実施をするかどうかを検討するのか、市が撤退するのを検討するのか、それから引き継ぎをどうやっていくのかということについての質問がありましたけれども、その検討委員会の内容はどういうお考えなのか再確認します。

○スポーツ推進課長 基本的に、市が撤退したいという方針につきましては変更がございませんので、令和2年度の大会につきましては、恐らく市がかかわる最後の大会になるであろうということは、先般の全員協議会の中でも御説明をさせていただいたとおりでございます。検討委員会につきましては、実行委員会を構成をしておりますスポーツ関係団体の代表者の方々に組織されまして、現在のところ市のかかわりはございませんが、その検討委員会の中では、引き続き開催をしていくのか、もしくはコースを変更するのか、1回中止なり廃止をするのか、そういった部分ゼロから今後どうしていくかということを検討した上で市と相談をしていきたいということで、現在のところ確認をしております。

○西條富雄委員 そうすると、今実行委員会のメンバーで検討しているということであって、実行委員会が継続したいということであれば、市は撤退しますが、市の補助金については今後継続をするということは考えられますか。

○スポーツ推進課長 補助金については、現在のところ全く白紙でございますので、具体的な答弁は難しいのかと思いますが、検討委員会の中で仮に継続をすると、自分たちが主体になって引き続きやっていきたいということで結論が出された場合につきましては、当然本会議でも部長から答弁させていただきましたとおり、交通規制等地域住民に影響する部分が多いものですから、そこら辺の部分については、市としてもスポーツ推進課としてかかわっていく必要はあるだろうと判断しておりますので、今後の調整になると考えております。

○西條富雄委員 その補助金については、今までの決算書を見ますと154万円、市から支援していますという表向きです。中身は90%が等々の補助金ですので、市の支出も少ないですので、ぜひ継続していくことをスポーツ関係者の気持ちも込めて要望としておきます。以上です。

○委員長 ほかにありますか。

ないようですので、質疑を終了いたします。議案第17号について、自由討議を行います。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○委員長 ないので、討論を行います。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○委員長 ないので、議案第17号令和2年度塩尻市一般会計予算の当委員会に付託された部分については、原案のとおり認めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○委員長 異議なしと認め、議案第17号令和2年度塩尻市一般会計予算の当委員会に付託された部分については、全員一致をもって可決すべきものと決しました。

ここで10分間休憩します。

午前10時46分 休憩

午前10時53分 再開

○委員長 それでは、休憩を解いて再開をいたします。

○社会教育課長 ここで1点、訂正をお願いいたします。先ほど柴田委員の御質問の中で、芸術文化事業316ページの予算書の内容について御質問がございました。答弁を、その下の補助金の内容について御答弁を申し上げます。大変申しわけありません。その上の芸術文化事業につきましては5つの事業がございまして、市民芸術祭、それから市民音楽祭、それと市民洋楽舞踏フェスティバル、市民演劇フェスティバル、塩尻市文化祭の5つ事業でございます。訂正させていただきます。お詫びします。

○委員長 よろしいですか。

○柴田博委員 聞きたかったのは、そういう事業とレザンホールのほうで実績にやっている事業との位置づけの違いとか、その辺を聞きたかったのですが、答弁が全然違ったもので。

○社会教育課長 基本、事業団に委託している事業、また自主事業もございまして、そちらとかぶらないような形、あくまでも市民が主体となって実施していただけるような事業について委託をしているというものでございます。

○委員長 よろしいですか。

---

### 議案第19号 令和2年度塩尻市奨学資金貸与事業特別会計予算

○委員長 それでは、議案第19号令和2年度塩尻市奨学資金貸与事業特別会計予算について説明を求めます。

○教育総務課長 それでは、予算書の382ページをお願いいたします。予算説明資料は45ページになります。歳入歳出予算額につきましては3,063万円で、前年度比262万5,000円、9.4%の増となっております。主な要因は、償還対象者の増による貸付金収入の増に伴います基金積立金の増となります。ちなみに令和元年度の新規貸し付けの実績でございまして、高校生が1人、大学生が6人となっております。この事業につきましては、成績優秀で向学心のある学生及び生徒で、主として経済的理由により就学が困難である高校生及び大学生等に奨学資金の貸与を行うものでございます。

まず初めに歳出から御説明させていただきます。392、393ページをお願いいたします。1款総務費1項総務管理費1目一般管理費、説明欄白丸、貸付事業管理費につきましては、選考委員5人分の報酬のほか、印刷

製本費等の事務費相当分となっております。

次の白丸、基金積立金につきましては、返済された償還金及び利息と繰越金を基金に積み立てるもので、育英基金は高校生、大野田育英基金は大学生の分となります。

次の白丸、一般会計繰出金につきましては、平成17年の合併時に木曾広域連合で貸与していた奨学金を市の制度に統合する際、一般会計から繰り入れにより一括償還をしているため、対象者からの償還金を一般会計に戻すものでございます。令和2年度につきましては、対象者1人滞納者ということになりますが、芽出しの1,000円の計上となっております。

続きまして394、395ページをお願いいたします。2款貸付金1項貸付金1目貸付金、説明欄白丸、奨学資金貸付事業につきましては、この事業の主たる経費で奨学金の貸与申請者への貸付金となります。本年度までに貸し付けを開始している継続者分と新規貸し付け見込み者分を計上しております。育英基金につきましては、高校生で継続が2人、新規で5人を見込んでおります。大野田育英基金につきましては、大学生等で継続が16人、新規が10人を見込んでおります。

続きまして歳入になります。予算書お戻りいただき388、389ページをお願いいたします。1款財産収入につきましては、特別会計で運用している育英基金と大野田育英基金の利息分となります。

2款寄付金につきましては、寄附があれば受領するものでございます。

3款繰入金1項基金繰入金1目基金繰入金につきましては、育英基金と大野田育英基金から貸付事業に繰り入れるもので、育英基金は高校生への貸し付けに、大野田育英基金は大学生への貸し付けに充当するものでございます。次に2項他会計繰入金1目一般会計繰入金につきましては、貸付金の財源である大野田育英基金が不足するため、一般会計から不足分を繰り入れるものでございます。

次に4款繰越金でございますが、令和元年度の納付整理期間中に入ってくる償還金となります。

続きまして390、391ページをお願いいたします。5款諸収入1項貸付金収入1目貸付金収入につきましては、貸与期間が終了して返済される償還金で、1節の育英基金は高校生に、2節の大野田育英基金は大学生に貸し付けていたものでございます。3節の木曾広域連合奨学資金は檜川村時代に木曾広域連合で貸し付けていた奨学金の返済に係るもので、滞納者1人分の芽出しとなっております。償還対象者につきましては、高校生が7人、それから大学生が51人、あと木曾広域で滞納者1人ということになります。説明は以上でございます。

**○委員長** それでは質疑を行います。委員の皆さんから質問はありますか。

**○柴田博委員** 基本的なことを教えていただきたいのですが、この奨学金に関しては何で特別会計にしなければいけないのかという点で、決算カードをつくる時には、たしか一般会計と合わせて普通会計でやっているというふうに思うのですが、将来的に一般会計の中に組み込むようなことはできないのでしょうか。

**○教育総務課長** 済みません、私も勉強不足なところがあるのですが、まずは一つ、基金ということでお二人の方からお金を預かって基金化しているということと、あとはそれを原資にして貸し付けて回収して運用していきますので、そういった意味合いで特別会計としてきちんと管理していくという形で多分、創設されたのであろうと思います。今のところ、これを一般会計に戻していくとかという考えは検討したことがございませんので、当面は特別会計で運用していきたいと考えております。

**○柴田博委員** 改めて特別会計にしておく意味があるならそれはそれでいいと思うのですが、一緒にできる

ものなら一緒にして、市の全体の財政を見るときには一般会計と合わせて、多分やっているのだと思いますので、その辺はできれば検討していただければと思いますのでお願いします。

○委員長 いいですか。ほかにありますか。よろしいですか。

それでは質疑を終了します。自由討議を行います。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○委員長 ないようですので、討論を行います。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○委員長 ないようですので、議案第19号については、原案のとおり認めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○委員長 異議なしと認め、議案第19号令和2年度塩尻市奨学資金貸与事業特別会計予算については、全員一致をもって可決すべきものと決しました。

---

### 議案第20号 令和2年度塩尻市介護保険事業特別会計予算

○委員長 それでは次に、議案第20号令和2年度塩尻市介護保険事業特別会計予算を議題といたします。説明を求めます。

○長寿課長 それでは、議案第20号令和2年度塩尻市介護保険事業特別会計歳入歳出予算について御説明します。予算書は397ページからになります。初めに概要について御説明したいと思いますので、予算説明資料の18、19ページをお願いいたします。予算の総額は歳入歳出それぞれ57億5,857万5,000円となります。第7期介護保険事業計画の平成30年から令和2年までの3年間の最終年3年目に当たります。

まず19ページの歳出から御説明します。歳出の主なもの、上から2番目の保険給付費になります。介護保険のサービスに係る費用になります。前年度対比で105.69%で見えています。直近3年間の増減から推測した細かいサービスの積み上げで出した費用になります。53億5,900万円余、前年より2億9,000万円弱の増額になります。一般会計で御説明したとおり、令和2年度中に地域密着型特別養護老人ホームが秋に、認知症対応型のグループホームが5月ごろ開所になる予定です。また介護医療院が既にこの2月から24床、医療療養型からの転換により開設しておりますので、そういう影響も加味して増額になっております。

その下の地域支援事業費は、前年度対比97.16%で見えています。内容は総合事業、包括的支援事業、任意事業になります。総合事業が始まって3年目になりますが、完全実施が平成30年度であり、実績に近い予算が見積れるようになったので、昨年度より減額になっております。

下から2つ目の介護サービス事業費ですが、779万8,000円の減額になっています。西部地域包括支援センターがこの4月から開設されることに伴い、西部分の要支援の方のプラン作成料の減額等に伴うものです。

続いて歳入ですが、資料の18ページを御覧ください。一番上の介護保険料ですが、65歳以上の高齢者第1号被保険者の見込み数をもとに算出しております。前年度より減になっているのは、低所得者の保険料の軽減制度が消費税増額に伴い充実され、国、県、市の負担が入ることによるものです。

3つ目の国庫支出金、支払基金交付金、県支出金と一般会計繰入金の大半につきましては、事業内容に記載のとおり、支出に合わせた法定割合で算出しております。

次の基金繰入金ですが、歳出が伸びる分、前年度より4,098万7,000円増の1億1,434万3,000円で上げさせてもらっています。下から2段目のサービス収入ですが、先ほど歳出で御説明した西部地包括支援センターができることに伴う減額になります。

それでは、予算書の説明をさせていただきます。まず歳出から御説明します。413、414ページをお願いします。1款総務費1項総務管理費1目一般管理費、説明欄1つ目の白丸、介護保険事務諸経費です。下から7つ目の黒ポツ、いきいき長寿計画策定委託料230万円余につきましては、新年度策定します第8期介護保険事業計画について分析や計画書策定等を業者に依頼するものです。計画の中身については、職員が課題について検討し実行できる計画を立てていきたいと考えております。その下、3つ目の黒ポツ、パソコン等使用料1,201万円ですが、認定調査の広域との連携システムや住民情報システムリース料等、さまざまなものが含まれています。一番下の黒ポツ、基幹系共同化システム利用負担金223万円余ですが、令和3年1月からシステムの共同化導入に伴う負担金になります。

2項介護認定審査会費ですが、介護認定に係る経費になります。昨年より増額になっていますが、嘱託の認定調査員の報酬が会計年度任用職員として含まれることになった影響です。1目認定調査等費、説明欄1つ目の認定調査等諸経費の中の会計年度任用職員報酬は、認定調査員の報酬になります。それから下から3つ目の黒ポツ、文書作成手数料です。1,551万円ですが、介護認定に必要な主治医意見書の作成料になります。

おめくりいただいて、415、416ページをお開きください。2目認定審査会委託負担金1,131万円ですが、認定審査会を松本広域で行っていますので、その負担金になります。

417、418ページをお願いします。2款保険給付費ですが、細かくなりますので一つ一つの説明は省略させていただきます。

飛びまして、425、426ページをお願いします。3款地域支援事業費1項介護予防・日常生活支援総合事業費1目介護予防・日常生活支援サービス事業費です。説明欄1つ目の白丸、介護予防・日常生活支援サービス事業費の主な内容は、要支援と軽度者の方の通所介護デイサービス、訪問介護、ヘルパーのサービスを市の事業として行うものです。認定を受けずに国が決めたチェックリストに該当した方も、事業対象者としてサービスが受けられます。上から4つ目の黒ポツ、訪問型サービス事業負担金4,170万円が訪問介護、その下の通所型サービス事業負担金1億700万円余が通所介護になりますが、この2つが主な事業になります。

2つ目の白丸、介護予防ケアマネジメント事業ですが、3つ目の黒ポツ、介護予防ケアマネジメント委託料ですが、総合事業分のプラン作成料、計画作成料になります。中央包括支援センター以外に委託する分になります。

2目の一般介護予防事業費につきましては、1つ目の白丸、一般介護予防事業、下から4つ目の黒ポツ、いきいき貯筋倶楽部事業委託料443万円余ですが、各地区において筋力低下を防ぐ教室を開催しております。その下の黒ポツ、元気づくり広場活動支援事業委託料553万1,000円は、各区等で行われていますミニデイサービスの指導等を社協に委託しているものになります。一番下の黒ポツ、運動器機能向上継続事業委託料644万2,000円ですが、総合事業の中にサービスCというものがありまして、それは6カ月短期集中型サービスで、そこを卒業した方の継続教室としてこの事業を行っております。ただ、今サービスCの対象者が減少しており、年に数人しかいない状況です。また、サービスAに移る方もいらっしゃって、この事業の利用者も減っています。事業所からの申し出もありまして、来年度、新年度いっばいでこの継続事業は終了の予定になっています。

サービスCの利用者もほとんどなく継続事業もなくなるので、一次予防事業や住民主体の通所のサービスBについて2年度中に課内で検討し、8期の計画に盛り込んでいきたいと考えております。

2項包括的支援事業費及び任意事業費になります。1目包括的支援事業費ですが、2つ目の白丸、包括的支援事業です。ページおめくりいただいて427、428ページをお願いします。1つ目の黒ポツ、会計年度任用職員報酬から社会保険料までは、中央包括の今まで嘱託だった方の報酬になります。下から5つ目の黒ポツ、北部地域包括支援センター運営業務委託料1,815万円ですが、社会福祉法人恵和会に委託しています北部地域包括支援センターの委託料になります。新年度、地域密着型特養の中に開設される予定です。その下の西部地域包括支援センター運営業務委託料1,630万円ですが、新年度すがのの郷内に開設される西部地域包括支援センターの委託料になり、社会福祉協議会に委託するものになります。

その下の白丸、地域包括ケアシステム推進事業の中の2つ目の黒ポツ、会計年度任用職員から社会保険料までですが、今年度末で在宅介護支援センター7カ所を廃止し、相談機能を3カ所の地域包括支援センターに集中させます。ひとり暮らしの方の訪問の必要な方等の訪問について、専門の職員を雇い全市の訪問を担当し、また、市全体の生活支援コーディネーターの補助の業務をする職員の報酬になります。一番下の黒ポツ、口腔ケア推進事業委託料195万5,000円ですが、訪問歯科健診の委託料になります。

2目任意事業費ですが、429、430ページをお願いします。下から2つ目の白丸、配食サービス事業511万5,000円ですが、今年度より185万2,000円の増になっていますが、これは利用者の増と1人当たりの配食数が増えた影響によるものです。

その下の白丸、認知症総合支援事業、下から3つ目の認知症対策推進事業委託料122万8,000円ですが、社協に委託していますやすらぎ支援員、認知症サポーター養成講座等になります。その下の黒ポツ、パソコン等使用料ですが、ホームページから認知症の簡易チェックができるもので、システムの使用料になります。

おめくりいただいて435、436ページをお願いします。5款介護サービス事業費1項介護予防支援事業費1目介護予防支援事業費になります。1つ目の白丸、介護予防支援事業事務費ですが、要支援認定の方のプラン作成等の事業になります。真ん中のところの黒ポツ、介護予防ケアプラン作成委託料828万8,000円ですが、要支援の方のプランの外部委託する委託料になります。

次に、歳入について御説明します。決算書の403、404ページをお願いいたします。1款保険料1項介護保険料1目第1号被保険者保険料ですが、説明欄、現年度分保険料99.33%、滞納繰越分12%で見込んでいます。滞納整理を今年度10月から税務課に移管したことにより、滞納繰越分の収納率が上がっていますのでその分を加味してあります。

3款国庫支出金1項国庫負担金1目介護給付費負担金、説明欄、介護給付費の施設サービス費に15%、その他に20%の交付割合になります。2目の後期高齢者医療制度事業負担金ですが、訪問歯科健診事業への負担金になります。

2項国庫補助金1目調整交付金ですが、市町村ごとの介護保険財政の調整を行うため国が交付するものです。2目地域支援総合事業交付金ですが、介護予防・日常生活支援総合事業に充てられるものです。

405、406ページをお願いします。3目地域支援包括的支援事業及び任意事業交付金ですが、包括的支援事業と任意事業分になります。4目保険者機能強化推進交付金ですが、平成30年度から始まった交付金で、自

立支援、重度化防止に向けた保険者の取り組みを評価するもので、点数化されたものにより交付金をもらうものです。

4款支払基金交付金ですが、全国の40歳から64歳までの第2号被保険者が加入する医療保険の中で負担する介護保険料を財源とするもので、1目介護給付費交付金で介護給付費に充てられます。2目地域支援総合事業交付金は、総合事業と一般介護予防事業に充てられるものです。

5款県支出金につきましては、国庫支出金と同様で法定割合での交付になります。

407、408ページをお願いします。6款繰入金ですが、一般会計からの繰入金になります。1項一般会計繰入金の1目から3目までは、介護給付費等についての法定割合に沿った市の負担になります。4目保険料軽減繰入金ですが、先ほどもお話ししたとおり、低所得者への保険料軽減について繰り入れたもので、これには国2分の1、県の4分の1の負担金が一般会計に交付され、市の負担分4分の1を加え繰り入れるものです。

409、410ページをお願いします。2項基金繰入金ですが、今年度より4,098万7,000円多い1億1,434万3,000円で上げさせていただいております。

次に、411、412ページをお願いします。9款サービス収入ですが、先ほどもお話ししたように、地域包括支援センターで行っている要支援の方のプラン作成による報酬になります。西部包括に西部圏域分が移行するのでその分減額になっています。令和2年度は第8期の介護保険事業計画の策定の年になります。令和3年からの3年間の給付の状況を適正に推測し介護保険料を決めていきたいと考えています。それとともに、給付を抑えるために適正な給付、介護予防事業の一層の充実而努力していきたいと考えております。私からは以上です。

○委員長 それでは、質疑を行います。委員の皆さんから質問はありますか。

○西條富雄委員 先ほど歳入の説明のところ、404ページ、後期高齢者医療制度事業費負担金、訪問歯科というお話があったのですが、ある市の床屋さんが、買い物弱者、あるいは移動できないお年寄りの方に、訪問散髪をやっているようなのです。ボランティアでやっているのですけれども、訪問歯科もやっているような、そういった散髪の関係の支援はあるのかどうか、お聞きしたいのですがいかがでしょうか。

○長寿課長 訪問理美容サービスというものがあります。身体状況により理美容院に出向くことが困難な在宅高齢者に対して、年6回まで理美容師が訪問してサービスを行うもので、要介護認定3、4、5の方が対象になります。利用者負担額ですが、市民税非課税世帯で1回1,000円、課税世帯で2,000円になります。30年度で26人の方が利用されています。

○西條富雄委員 ありがとうございます。わかりました。

○委員長 よろしいですか。

○西條富雄委員 いいです。

○委員長 ほかにありますか。

○柴田博委員 414ページの下介護認定審査会費の中の会計年度任用職員の関係ですけれども、調査員の費用ということですが、何人ぐらいで実際にはやっつけらっしゃるわけですか。

○長寿課長 8名いて、現在1人は認定調査のチェック等を主にやりながら訪問もやっている、指導する立場で1人います。全員で8人です。

○柴田博委員 認定審査会に出ていらっしゃる方の報酬なんかは、松本広域のほうでやっているということですか。



か。この中には入っていないということですか。

○長寿課長 そのとおりです。

○柴田博委員 もう一点違うところで、428ページの地域包括ケアシステム推進事業のところ、説明の中で在宅介護支援センターが今年度で廃止になって、そのかわりに新たに職員を雇ってやる事業ということだったと思うのですが、その辺もうちょっと詳しく、在介で今までどんなことやっていて、それがこの何人分かの事業で実際にできるのか、その辺も含めてお願いします。

○長寿課長 在宅介護支援センターですけど7カ所ありまして、主にランチとって包括支援センターの下の相談窓口として機能していただいていたのですけれども、相談に来る件数が年々減ってしまっていて、今、余り相談に来る方がいっしょにいないという状況にありました。あと、民生委員から上がってくるひとり暮らしの方の、ちょっと様子見たほうがいいなという感じの人の訪問をお願いしていたのですけれども、その件数も年々減ってしまっていて、年間で200件くらいに減っていたものですから、あと民生委員から、窓口が包括支援センターに行っているのか、在介に行っているのか迷ってしまうという声もいただいたりしていたものですから、この際、西部包括もできるので、相談機能を包括に集中させて、あと訪問も市で1人雇えばできそうな感じの件数なので、そのように変更しました。

○柴田博委員 今まで7カ所あったところについては、なくなることで、委託していたところは専門にやっていた方がいっしょだったわけですか。それとも、ほかの仕事しながらこの仕事もやっていたという、その辺についてはどうでしょうか。

○長寿課長 担当係長からお答えします。

○介護予防係長 市内の7カ所のうち、1カ所は、週3日勤務をされるという専属の方を置いている事業所がございましたが、それ以外の事業所につきましては、普段のケアマネ業務と一緒に兼務でやっていたという状況でしたので、1カ所だけが専門の方を臨時で雇っているという状況でした。

○柴田博委員 もう一点お願いします。今のところのすぐ上の北部地域包括支援センターと西部地域包括支援センターですけど、西部のほうはこれから新しく始まるということでわかったのですが、北部のほうは今までと何か変わるわけですか。

○長寿課長 特に変わるわけではないのですけれども、場所が今まで野村のとをしやの前であつたのですが、今度こまき野村で地域密着型特養をこまき野村クリニックのちょうど前の駐車場のあたりに建てるものから、そこに、今まで間借りしていたのを今度特養の中に入れるということで、場所が変わるということです。

○柴田博委員 わかりました

○委員長 よろしいですか。ほかにありますか。

○丸山寿子委員 428ページの今の地域包括システムのところの一番下の口腔ケアですけれども、訪問歯科健診で、この場合は個人宅に行く、それから施設とかにもこれを健診とか行くということはあるのかどうか教えてください。

○長寿課長 訪問歯科健診は基本おうちへ行っています。施設へ行くことはないのですけれども、歯科衛生士が、例えば施設の職員の研修のためにちょっと口腔ケアの話をしてもらいたいという場合は、事業所からのお願いがあれば、職員の研修として歯科衛生士が行くことはあります。あと施設の口腔ケアのことは、施設ごとに先生を

頼んでやっていただいているところもあるようです。

○丸山寿子委員 あわせてわかったら教えてもらいたいですけど、歯医者によっては、治療もできる範囲で訪問してくれる場合があるかなと思うんですけど、施設のほうに訪問してくれたケースは知っているんですけど、個人のところにも診察だとならないものですか。もしわかれば教えてください。

○長寿課長 今、医療と介護の連携推進協議会でも推進しているんですけども、在宅で歯科診療してもらって、その後歯科衛生士の在宅管理指導につなげるような動きをしたいということで、口腔委員会でも検討して、歯科衛生士の研修等も実施して、在宅診療していただく先生を増やそうと思って、今いろいろ働きかけて少しずつ増えてきてはいます。

○丸山寿子委員 高齢になるとなかなか歯医者に行かれなかったり、それから歯医者づくりがどうしてもほかの病院と違って階段が上がらないといけない歯医者がたくさん多くて、もし機会があったら高齢者も行きやすいというようなことを提案だけしてはもらいたいとは思うのですが、ちょっと質問したら、機械の関係で高くなっているとかという言い方をされたのですが、本当にそうなのかなと思いつつ、今まではやっぱり元気な人たちが歯医者に行くというイメージだったかもしれないのですが、市のほうでも口腔ケアのことを特に力も入れなければということも前からおっしゃっていましたが、やっぱり健康につながっていくことなので、そんなこともお願いをしたいと思います。

あと別のところで質問ですが、430ページで、配食サービス事業で利用者が増えているということですが、この配食サービスを受けられる人はどういう人が該当するのかということと、増えたというのはどのくらい増えているのかについて教えてください。

○長寿課長 配食サービスですが、正式には配食見守りサービスということで、栄養改善が必要な高齢者の自宅に安否確認を兼ねて食事をお届けするサービスになります。対象者は65歳以上の高齢者世帯で栄養改善が必要な方、かつ、市民税非課税世帯ということで、業者が3業者あるのですが、業者によって値段が多少違いますが、1回200円の補助を市が出しているという形になります。人数ですが、平成29年が月平均45人の利用者だったのですが、令和元年度には58人の利用者になっていますし、月平均の配食数が平成29年には1,219食だったのが、令和元年には1,873食になっています。このサービスは朝、昼、晩じゃなくて1日2食、昼と夜しか行かないのですが、そういうサービスになっています。

○委員長 よろしいですか。ほかにありますか。

○西條富雄委員 配食サービスで、これはそういった対象だと思うのですが、例えば民生委員だとか地域によっては、堅石地区の民生委員がそういうところに配食サービスしているのですが、それとは違うのでしょうか、教えてください。

○長寿課長 多分それはボランティアでやっているもので、社協のほうの補助をもらってやっているボランティアの配食サービスだと思います。

○西條富雄委員 理解しました。

○委員長 よろしいですか。

○西條富雄委員 いいです。

○委員長 ほかにありますか。

○金子勝寿委員 介護給付というか全般的なところで聞きたいんですけど、松本広域のほうで行っている介護認定、ここ五、六年ですか、いわゆる要支援、要介護の認定のあり方とか、傾向として非常に厳しくなっているというふうにお聞きしたりしているんですが、その状況として、現場でどんなふうに感じているのか、少し聞かせていただいて。多分、議員みんないろいろ頼まれることがあると思うんですが。

○長寿課長 厳しくなっているかということはちょっとよくわからないんですけども、審査会の先生方もかわるので、審査会の先生方によって多少あるのかなというのはありますけれども。あと広域の職員もかわりますので、その辺でどうなのかなというのはあるんですけど。ただ、国で統一して一つ一つのチェック項目についていろんなデータを出していますので、そんなことを参考にうちの調査員のほうもチェックをつけるようにしていますし、調査の基本として行ったところで詳しく聞き取ってきて、介護の大変さを盛り込むような調査票をつくるように努力はしていますが、あまり書き過ぎると書き過ぎと言われますし、少ないと足りないと言われるのがちょっと難しい。認定調査の書き方が難しいんですけども、ちょうどいいところになるように調査員さんは日々頑張っています。

○委員長 よろしいですか。ほかにありますか。

〔「なし」の声あり〕

○委員長 それでは質疑を終了いたします。自由討議を行います。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○委員長 ないようですので、討論を行います。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○委員長 ないようですので、議案第20号については原案のとおり認めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○委員長 異議なしと認め、議案第20号令和2年度塩尻市介護保険事業特別会計予算については、全員一致をもって可決すべきものと決しました。

---

### 議案第21号 令和2年度塩尻市国民健康保険榑川診療所事業特別会計予算

○委員長 次に、議案第21号令和2年度塩尻市国民健康保険榑川診療所事業特別会計予算を議題といたします。説明を求めます。

○健康づくり課長 それでは、議案第21号令和2年度塩尻市国民健康保険榑川診療所事業特別会計についてお願いをいたします。予算書につきましては444ページ、予算案説明資料については22ページをお願いいたします。

歳入、歳出予算の総額は、それぞれ1,276万7,000円となりまして、前年度と比べまして71万5,000円、5.3%の減となっております。これは、公債費の減額が主な要因となっております。榑川診療所は平成3年4月から診療を開始しておりまして、平成26年度からは指定管理者制度を導入して運用をしているところでございます。

それでは、歳入から説明をさせていただきますので、452、453ページをお願いいたします。1款総務費1項施設管理費1目一般管理費になります。説明欄白丸、一般管理事務費489万7,000円につきましては

診療所施設の管理運営に係る経費となりまして、主なものは3つ目の黒ボツ、指定管理料300万円につきましては、医療法人社団敬仁会への指定管理料となります。指定管理期間は平成26年度から令和2年度までの7年間となっております、その最終年度となります。

次のページ、454、455ページをお願いいたします。2款医業費1項医業事業費1目医業事業費になります。説明欄白丸、医業事業事務費226万8,000円につきましては、診療を行う上での経費となりまして、2つ目の黒ボツ、医療機器使用料136万8,000円につきましては、心電計、超音波診断装置などの医療機器のリース料となっております。

次のページ、456、457ページをお願いいたします。3款公債費1項公債費1目元金及び2目利子につきましては、これまでに借入れをしました診療所関係の起債の元金及び利子の償還金となります。主なものは、平成2年に借入れました診療所建設に係る病院事業債の借換債のほか、レントゲンデジタルシステム、CT装置等の改修や購入に係る過疎対策債になります。なお、令和2年度末の起債残高は846万8,000円の見込みとなっております。

次に歳入になりますので、ページを戻っていただきまして、450、451ページをお願いいたします。1款使用料及び手数料1項手数料1目手数料、説明欄手数料1万5,000円、及び次の黒ボツ、診断書作成料88万5,000円につきましては、各種手数料や診断書、介護保険主治医意見書等の作成手数料となります。この手数料90万円につきましては、指定管理者の収入となりますので、歳出の医業事業事務費の収納事務委託料、455ページになりますが、こちらのほうで同額を支出することになっております。

次に2款繰入金1項他会計繰入金1目一般会計繰入金1,186万7,000円につきましては、一般会計からの繰入金となりまして、前年度と比べて71万5,000円の減額となっております。私からの説明は以上です。

○**委員長** それでは、質疑を行います。委員の皆さんから質問ありますか。

○**柴田博委員** 指定管理になって7年間、新年度までで完了するということですが、その7年間の医療機関、診療所としての収益というんですか、どのくらいの黒字が出ているのか、赤字が出ているのか。その辺がもしわかかったら教えていただけますか。

○**健康づくり課長** 毎年、指定管理者のほうから収支については提出をいただいているところではありますが、単に診療だけの収支ではなくて、任意事業として送迎を行ったりとかいうようなものも含めての収支になっておりますので、赤字での報告の年もありますし黒字での報告の年もありますけれども、任意事業が入っているということもあるものですから、一概に診療所だけの事業での収支というのはこちらでも把握ができていないというような状況でございます。

○**柴田博委員** お聞きしたかったのは、この診療所が、例えば一般のまちの開業医がいますよね。そういう方がやっていたら医療機関なんかと比べて同程度の収益が上がるようなそういう施設になっていたのか、それとも、そうではなくて指定管理でやったから、しょうがなくずっと7年間やってきたということなのか、その辺をちょっと確認したかったんですけど。

○**健康づくり課長** やはり当初、指定管理を平成26年度にお願いをしたときは、もともと直営でやっていた職員等も含めて、そのまま引き継いでいただくという考え方の中で指定管理をお願いしてきたところがございます。

ですので、通常の規模で考えれば、職員数であったり検査機器等もここまでは、通常の町医者、診療所であれば必要ないのではないのかなというふうには感じております。

○柴田博委員 それで、その指定期間7年間が終わった後は今の指定管理者はやらないということで説明されているわけですが、その辺も含めて、その次の年からのことについてはどういうふうに考えていらっしゃるわけですか。

○健康づくり課長 今現在、県の僻地医療を担当しております医療推進課というところがあります。そんなところにも情報提供をして、さまざまな情報を求めたり、またさまざまな中信平の医療機関等々にも状況等をお話をしながら、今進めているところではありますけども。今度、指定管理者の募集要項をつくることになりましますけれども、そのときは現状の体制を維持するというのではなくて、もうちょっと経営を考えた中で、職員体制であったりとか診療体制についても考慮をしていきたいというふうに考えております。

○委員長 よろしいですか。ほかにありますか。

○西條富雄委員 一つ提案します。奈良井の国道端に、もうかなり前ですけど助産所がありました。そこで助産師がいて、出産した方も結構いらっしゃるんですけども、その募集要項をつくるときに、その施設の内容もちょっと調べて、その辺も併用して使ってもらえれば。塩尻市内には産科医がないし、助産師は塩尻市にも大勢いらっしゃいますので、その辺もちょっと含めたような感じの募集要項をつくってもらえれば参加して下さる方もいるのかなという希望的な観測で。それ、御存じですよ。ちょっと調べてみてください。昔、助産師がいた場所がありまして、20年、30年前までは結構大勢の方が出産していました。

○委員長 要望でよろしいですか。

○西條富雄委員 要望でいいです。

○委員長 ほかにありますか。

○金子勝寿委員 来年度以降の話をきょうしても、なかなか返答できないと思うんですけど。一応閉鎖しないように指定管理料、お金の問題、それから多分、人の問題が一番だと思うのですが、この辺はきちんと条件を、今経営の部分もということを考えたら、これは維持していくということで、きょうは答弁いただいていいんですか。指定管理を公募しても来なかったら閉鎖してしまうということになる。それはないというそういう認識で、副市長とかに聞いたほうがいいのかもしいけど。

○副市長 今回の続けられないというのは、担当の先生が高齢でございまして。もちろん私どもとしては、お医者さんが見つかって、きちんと指定管理として経営ができるのであれば相当な条件と言いますか、そこまでを話し合いをしていきたい。長年やってきた診療所が閉じるのは非常に困るというふうなことの地区の皆さんの御要望もございまして、私どもとしてはできるだけ努力をして、継続をさせていくように努力をしたい。ただ御承知いただいておりますとおり、非常にお医者さんの需要と供給が逼迫をしておりますので、さっき課長が説明をいたしましたけれども、おいでになっていただける、あるいは引き受けてくれるお医者さんを探すのがなかなか難しいことは事実でございます。引き続き努力はさせていただいて、できるだけ閉じることをないように考えていきたいというふうに思っております。

○委員長 よろしいですか。

○金子勝寿委員 閉じないように議会としてもちゃんとそれぞれ意見を出しておいたほうが良いと思います。ま

た委員長、何かあれば考えてください。

○委員長 ほかにありますか。

○丸山寿子委員 ちょっと確認で。いつも患者の数を確認させていただいていました。近年の動向等、お知らせください。

○健康づくり課長 30年度につきましては、診療日数192日でありまして、患者数延べ9,149人です。1日当たり47.7人という状況であります。それと今年度の1月までの平均でありますけれども、診療日数が平均16日、月の患者数の平均が764人。それで1日あたり48.5人というように、今年度は昨年度とほぼ同じくらいの患者数となっております。ただ、毎月大体700人から800人くらいだったんですけども、1月の患者数が655人ということで、少し落ち込んでいるような現状になっております。

○委員長 よろしいですか。ほかにありますか。

それでは、質疑を終了します。自由討議を行います。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○委員長 ないようですので、討論を行います。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○委員長 ないようですので、議案第21号については原案のとおり認めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○委員長 異議なしと認め、議案第21号令和2年度塩尻市国民健康保険榑川診療所事業特別会計予算については、全員一致をもって可決すべきものと決しました。ここで午後1時まで休憩といたします。

午前11時45分 休憩

午後 0時58分 再開

○委員長 それでは、休憩を解いて再開いたします。

### 陳情3月第1号 医師養成定員を減らす政府方針の見直しを求める陳情

○委員長 陳情の審査を行います。当委員会に回付された陳情は1件です。陳情3月第1号医師養成定員を減らす政府方針の見直しを求める陳情の審査を行います。陳情者がお見えですので、陳情趣旨の説明をお願いいたします。それでは、よろしく申し上げます。

○陳情説明員 本日は貴重な機会を与您いただきましてありがとうございます。私は長野県医療労働組合連合会の書記次長をやっております川畑と申します。本日は、よろしく申し上げます。それでは、資料のほうを配付させていただいてよろしいでしょうか。

○委員長 それを認めます。

○陳情説明員 それでは、かいつまんで陳情の趣旨を御説明させていただきます。私たちは医療、介護、福祉にかかわる労働者で、私は労働組合の専従職員をしております。命と健康を守るために、いつでもどこでも安全安心な医療、介護が提供できるよう、日々、患者様と向き合っております。しかし、現場では、長時間労働や長時間夜勤の過酷な労働実態がございます。私が働いていた職場でも、看護師の長時間夜勤や、介護士が人手不足で

離職していくというようなことが結構ございます。現場の疲弊を肌身に感じているところでございます。今回の陳情なのですけれども、医師不足を解消するための医師の養成定数を減らさないでほしいということの内容になります。それでは、その理由を説明いたします。

資料の1ページ目のところを、御覧いただけますでしょうか。めくっていただいて。表があると思います。左側から職種が書いてあるのですけれども、5行目に、医師（歯科医師）と書いてあります。それで、下のほう、下がっていただくと、1週間の労働時間が60時間を超える雇用者の割合ということで、41.8%というふうに総務省の平成24年就業構造基本調査ということで出ております。つまり、1週間に60時間を超える労働者が41%もいるということです。労基法では1週間40時間という法定労働時間がありますので、1週間に20時間の労働時間をしていると。月にしますと、単純に4週ということで言いますと80時間の時間外労働というふうになるかと思えます。80時間というのは、過労死ラインと言われておりまして、それは判例でも確定しておるところでございます。

5ページのほうに行きまして、緑の表で、勤務医労働実態調査2017というものがあります。これは、全国医師ユニオンという団体が調査した、少し古い資料で申しわけないのですけれども、まためくっていただいて、7ページのところに、下の医師の職種と言いますか、科ごとのものがございます。左側から救急、産婦と書いてあります。やはり、救急医というものの時間外労働が1カ月にして94時間、平均であるということが、この調査ではわかりました。あと、救急産科医で80時間から90時間超えの結果ということで、この中で、正確に把握しにくい日当直、昼間働いて、その晩、当直という形で入って、また翌朝も外来をやったり、中には手術をやったりとかということもあるのですけれども、当直は含めておりませんので。当直の実態と言いますと、実態としては当直になっていないと。患者さんが来たら対処をしますしということで、これ以上になるだろうと私たちは考えております。

2ページのところに戻りまして、OECDの平均ということで、経済協力開発機構の調査で日本の人口の1,000人当たりの医師数、OECD平均の3.5人に対して2.4人ということで、真ん中あたりに白の棒グラフで3.5人と書いてありまして、OECD Averageと書いてあります。それで、日本は右側の濃い青の棒で2.4人というふうになっております。OECD平均よりも少ないという人口当たりの医師数ということになっています。よく、病床当たりの医師数とかも出されるわけなのですけれども、それで病床が多いというふうにも言われるのですけれども、人口当たりでも少ないというのが実態です。OECDというのは、比較的先進国と呼ばれている国ですので、その中でも日本の医師数の少なさというのはわかると思えます。また、この表ではないのですけれども、2019年のOECDの報告書では、医学部の卒業生の数が比較可能な35カ国のうち最少で、医療提供体制を維持していく上で課題だと、今、指摘もされています。

めくっていただいて、3ページのところに行きまして、長野県の医師数と全国の医師数を比較したものが上の表なのですけれども、長野県と全国ということで、下のほうが全国になります。右側の黒囲いのところが平成28年のところで、人口10万人当たりの医師数ということで、長野県は226.2人、対して全国は240.1人ということで、長野県の医師数は全国に比べても少ないということでございます。

その右側の4ページのところなのですけれども、病院の勤務員の絶対数が不足しているということで、長野県を始め、青森県、岩手県、福島県、新潟県、静岡県との6知事が「地域医療を担う医師の確保を目指す知事の会」

というのを設立されて、この設立趣意書というものをつくってあります。それで、この上から3行目のところなのですけれども、地域医療の現場では医師の絶対数の不足や地域間の診療科の偏在が極めて顕著となっております。医師の偏在というのは、厚労省がよく言われることなのですが、都市部に医師が集まっていて、地方に医師がいないと。ただ、知事の言わんとするところは、絶対数も不足していると。医師の数自体が少ないということをお述べております。昨年の台風災害に引き続き、今回の新型コロナウイルス感染症は感染症の流行なので、長野の医療現場でも、今、予測不可能な事態ということで、いろいろな厳戒態勢と言いますか、本当に感染予防の対策をしているところです。このような有事とも言えるようなときに備えるためにも、地域には必要なベッド数、また、医療従事者、医師が必要だと考えます。また、一定の余裕も必要であると、私たちは働く現場の立場から問題提起をさせていただきたいと思っております。こういった実態を踏まえて、この陳情が政府の2022年以降の医学部定員減という方針を見直していただいて、医師数をOECD平均まで、せめて増やすことを塩尻市議会として国に意見書を上げていただきたいと思います、こう陳情するものでございます。よろしくお願いたします。

○委員長 ありがとうございます。それでは、委員より質問、御意見ありますか。いかがですか。

○金子勝寿委員 せっかくなので。今日はありがとうございました。特に、長野県の医療従事者の労働環境で、他の全国に比べて特徴的なものとか、傾向が、もし、事務局長なのでお知りになっているところがあれば、せっかくの機会ですので、教えていただければと思っております。お願いします。

○陳情説明員 ありがとうございます。長野県と全国を比較しての働き方ということで調べたことはないのですが、では、都市部が医師が多いからといって楽な働き方をしているのかということ、そうではなく、どこでも過酷な勤務実態には変わらないだろうと私は考えています。また、長野県内でも医師が多い医療圏とそうではない医療圏があるのですけれども、では、医師が多い松本地域は楽なのかと言うと、全くそうではありませんので、どこでも基本的に医師が不足してしまっていて、特に少ないところでは、ほかの職種、看護師やコメディカルのところでカバーをし合ったりして、何とか維持しているというのが現状かと思っております。このようなところでよろしいでしょうか。

○委員長 よろしいですか。ほかに、質問、御意見ありますか。質問も御意見も、どちらも結構ですが。

○柴田博委員 今回の陳情については、先ほどやった檜川診療所の問題もありますし、医師がいなければ診療所そのものが続けられないような状況になるかもしれないということで、当然、医師を増やしていただくということは必要なので、これはやはり、市議会として意見書を提出するという方向でお願いしたいと思います。

○委員長 ほかに。

○西條富雄委員 私も同意見でして、やはり医師が足りないということは現実的に大きな問題です。今、医療機関の統合とか、いろいろなことを国が指示して機関を整備しようとしているのですけれども、それにしても医師は足りないのは確かでございますので、この陳情に対しては賛成意見です。

○丸山寿子委員 私も同様に、この陳情に対して賛同し、また、意見書を上げていくことに賛成をいたします。ようやく報道などでも、医師の過酷な現状等、報道されるようになってきて、本当に先ほどの説明にもありましたように、大変な働き方をされているところを、本当に聞いているところでもあります。松本圏内は比較的医師がいるとは言っても、木曾のほうのことも私たちは考慮もしつつ、県内全体的に、やはり少ないということも加味して賛成の立場で発言をさせていただきます。



○委員長 ほかに、よろしいでしょうか。

採択という意見が出されていますが、当委員会は採択ということでよろしいでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

○委員長 異議なしと認め、陳情3月第1号医師養成定員を減らす政府方針の見直しを求める陳情につきましては、全員一致をもって採択することに決しました。

それでは、意見書の内容について御意見をお伺いしたと思いますが、意見書案が提出されておりますので、事務局から配付をしてください。朗読はしませんので、各自で一読をしていただいて、内容について御意見等がありましたらお願いいたします。

○金子勝寿委員 趣旨は人数を増やすということでもいいのですが、今、いろいろいただいた資料を見ると、労働環境が悪いということがそもそもの原因にあると思うので、医療従事者等の労働環境の改善についても、一考を入れてもいいとは思いますが、ほかの皆さんの意見を聞いてみてください。労働環境の改善と医師の数を増やすこと。永遠の課題ですが、ただ医師を増やせというのでは、どうかと思うので。

○委員長 ただいまの意見についていかがでしょうか。

○柴田博委員 今回の陳情については、医師数の養成定員を減らす政府の方針を見直すということが主な趣旨で、絶対的に増やしてくれということですので、医療関係の勤務実態等については医師だけではなくて看護師だとかほかの問題もあるので、これはこれだけで、素直に、ストレートに出したほうがいいかと私は思いました。

○委員長 そのほか、御意見ありますか。

○丸山寿子委員 私も、柴田委員の意見に賛成で、このままでいいというふうに思います。

○委員長 ほかに、御意見ありますか。

それでは、ただいまの意見書の案については、陳情書どおりの、内容どおりの、医師養成定員を減らす政府方針の見直しを求めるという形の意見書にしたいと思いますが、それでよろしいでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

○委員長 異議なしと認めまして、そのような形で意見書を作成いたします。なお、意見書につきましては、正副委員長に一任願いたいと思いますが御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○委員長 それでは、意見書の条項、字句、数字、その他、整理を要するもの等については、正副委員長にお任せをいただきます。以上で、陳情の審査を終了いたします。

ここで、5分間、休憩します。

午後1時15分 休憩

午後1時17分 再開

○委員長 それでは、休憩を解いて再開いたします。

議案第26号 令和元年度塩尻市一般会計補正予算（第6号）中 歳出2款総務費中1項総務管理費14目市民交流センター費、3款民生費（1項社会福祉費7目国民健康保険総務費、8目後期高齢者医療運

営費を除く)、4款衛生費中1項保健衛生費1目保健衛生総務費、2目予防費、3目保健対策費及び4目母子保健費、5款労働費中1項労働諸費2目ふれあいプラザ運営費、10款教育費(6項保健体育費2目体育施設費のうち新体育館建設事業を除く)

○委員長 次に、議案第26号令和元年度塩尻市一般会計補正予算(第6号)を議題といたします。説明を求めます。

○交流支援課長 それでは、議案第26号、別冊子となりますけれども、58、59ページをお開きください。2款総務費1項総務管理費14目市民交流センター費でございます。59ページ、説明欄、市民交流センター管理諸経費から、61ページ市民交流センター情報関連機器運用事業は、各項目ともそれぞれ決算見込み及び事業費の確定に伴う不用額の減額補正をするというものでございます。これ以降の各科目とも不用額の減額補正以外の理由によるもののみ、詳細に説明をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。私からは以上でございます。

○福祉課長 それでは、補正予算書の66、67ページをお開きください。一番下、3款民生費1項社会福祉費1目社会福祉総務費でございます。生活困窮者自立支援事業、2つ目の黒ポツ、前年度生活困窮者自立相談支援事業等国庫負担金返還金につきましては、前年度の事業費分の国庫負担金が確定したため精算により生じた返還金を補正増するものでございます。なお、これ以降にあります前年度国庫負担金返還金、国庫補助金返還金は同様となるため、説明を省略させていただきます。

次のページをお開きください。68、69ページになります。説明欄1つ目にあります白丸、プレミアム付商品券事業につきましては、今本会議におきまして、中村努委員の一般質問で答弁いたしましたとおり、住民税非課税者の世帯と子育て世帯に対して、プレミアム付商品券を交付する事業でございます。住民税非課税世帯の申請率が低調であり、子育て世帯と合わせましても商品券の販売数がおおむね当初の50%程度と見込んでいるため、減額補正するものとなっております。1つ目の黒ポツ、プレミアム付商品券事務費負担金は、プレミアム付商品券事業の実行委員会への負担金となります。実行委員会につきましては、塩尻商工会議所と市で設立し、主に商品券の販売、換金に関する業務を行っております。減額補正する350万円につきましては、購入引きかえ券の発行数に基づきまして、商品券の印刷部数を減らしたこと、また、販売も市内郵便局で実施できたことによりまして、販売員等の人件費を減額したものが主なものでございます。次の、プレミアム付商品券事業負担金につきましては、商品券につき20%のプレミアム分の負担金であり、当初予算の1万3,000人分6,500万円のうち、商品券販売を7,000人分3,500万円と見込み、3,000万円を減額補正するものとなります。なお、使用期間が3月31日までであり、換金が4月以降になる分は予算を繰り越して支払うものとしております。

続きまして、2目の障害者福祉費。1つ目の白丸、障害者福祉サービス事業でございます。1つ目の黒ポツ、障害福祉サービス給付費6,000万円につきましては、障害福祉サービスの利用者数、利用料の増加により不足額を補正するものとなります。主に障がい者の就労に向けた訓練の場を提供する就労継続支援の利用者や、グループホームで生活する人が利用する共同生活支援の利用料が増えたための補正増でございます。

続きまして、障害児入所給付事業でございます。こちらの障害児施設給付費700万円の増につきましては、就学前の障がい児が利用する障害児発達支援の利用が増加したために、補正増をするものとなっております。

○**長寿課長** 続きまして、3目老人福祉費。説明欄4つ目の白丸、介護施設等整備事業ですが、西部地域包括支援センター以外は工事が完了しておらず1億2,000万円余り繰り越しますが、小規模特養分の開設準備経費が繰り越せないことから、その分の減額になります。1,467万6,000円になるのですが。ことしの予算より交付決定額が多かったので、それは消費税増税等で補助単価の見直しがありましたので交付決定額が多かったので、開設準備金が2,433万1,000円、来年度予算に上げてありますが、その予算額と交付決定額の差がありますので、今回の減額は2,400万円ではなくて1,467万6,000円となっております。以上です。

○**こども課長** それでは、ページをおめくりいただきまして、72、73ページになります。最初の白丸、民間保育所支援事業、上から3つ目の黒丸、保育対策総合支援事業費補助金75万円につきましては、4月に開所を予定しております小規模保育事業所、ひかりテラス保育園が保育に関する計画や記録、また保護者との連絡、登校園等の管理等の業務のICT化を目的として、情報通信システム関連機器やソフトウェア等を導入する事業について、国が令和元年度に補正措置した厚生労働省所管の補助事業、保育所等におけるICT化推進事業を活用することから増額補正をするものです。なお、この事業の財源負担割合につきましては、国2分の1、市4分の1、事業主4分の1。補助基準額は、1施設当たり100万円。したがって、補正額は100万円の4分の3、75万円となっております。私からは以上でございます。

○**福祉課長** それでは、続きまして次のページをお開きください。中ほどから少し下になります。3項生活保護費2目扶助費でございます。生活保護費2,390万円の増につきましては、主に医療扶助の支給額が増加したことによる補正増となります。要因といたしましては、新規に開始したケースで、健康状況が不良である場合が多く、受診した結果、重症化しており終了できない場合や入院治療が必要になるケースがあり、扶助費が増加していることによります。次の中国残留邦人生活支援給付費、増額500万円につきましては、支援給付対象者のお一人が急病により緊急入院し、手術を受けたことにより、かかった医療費が不足するため補正増をするものとなります。私からは以上です。

○**教育総務課長** それでは、おめくりいただき、92、93ページをお願いいたします。10款教育費1項教育総務費につきましては、おめくりいただいて95ページまでです。決算見込み及び事業費確定によるものでございますので説明を省略させていただきます。

もう1ページ、おめくりいただきまして、96、97ページをお願いいたします。2項小学校費1目学校管理費、1つ目の白丸、小学校管理諸経費につきましては、一番下の黒ポツ、辰野町塩尻市小学校組合負担金510万円余の増でございます。両小野小学校組合の組合会計の決算見込みによるもので増額ですが、主な要因は、両小野小学校のトイレ改修工事が交付金採択ということで、こちらも補正で増とってくるものでございます。

続きまして、2目教育振興費、2つ目の白丸、教育振興扶助費につきましては、1つ目の黒ポツ、就学援助費でございますが、就学援助費支給認定者数の見込み増、当初400人のところ、423人と人数が増となっております。加えて入学用品費等の国庫補助単価の引き上げ。入学用品費につきましては、4万600円が5万600円と1万円引き上げになってございます。この影響により、増額補正をお願いするものでございます。

次の白丸、情報通信ネットワーク整備事業2億4,940万円余につきましては、説明の前に関係資料を配付させていただきたいのですが、よろしいでしょうか。

○委員長 認めます。

○教育総務課長 お配りさせていただきました資料を、先に御説明させていただきます。G I G Aスクール構想、小中学校情報通信ネットワーク整備事業についてでございます。1ページになりますが、まず趣旨につきましては、国の推進する「G I G Aスクール構想の実現」に向けた校内通信ネットワーク整備事業に関して、児童生徒1人1台の端末整備を前提とした「高速大容量の通信ネットワーク」を市内小中学校に整備するものでございます。

内容につきましては、校内通信ネットワーク整備として、現在100Mbpsの回線容量を1Gbpsへの拡大。それから無線ネットワーク整備として、Wi-Fi対応の環境整備。もう一点が、各教室に端末保管用の電源キャビネットの整備となります。このMbpsという単位でございますが、こちらは通信速度の単位ということで、1秒間にどれぐらいの量の情報を動かせるかというものになってございます。次に工事費用につきましては、小学校費が9校分で2億4,940万円余、中学校費が義務教育学校で統合予定であることから檜川中学校を除く4校分1億1,510万円余で、総事業費3億6,460万円余を見込んでおります。事業費の財源につきましては、国庫補助であります公立学校情報通信ネットワーク環境施設整備費補助金が2分の1、あと残りは補正予算債ということで、学校教育施設等整備事業債を充当する予定でございます。その他としましては、児童生徒1人1台パソコン端末、タブレット等になりますが、これを令和5年度までに整備することとしております。

おめくりいただき、2ページをお願いいたします。G I G Aスクール構想対応事業概要となります。先ほど御説明申し上げました内容と重複しますが、2の制度の概要としましては大きく2つございます。校内通信ネットワーク整備事業と児童生徒1人1台の端末整備事業となります。国庫補助につきましては、校内通信ネットワーク整備事業は補助割合が2分の1、補助金の算定範囲が学校単位で上限額3,000万円となっております。また、児童生徒1人1台の端末整備事業は、1台当たり定額で4万5,000円となっております。

次に、3の市内小中学校の状況でございますが、現在パソコン教室を各校へ1教室、それからタブレット端末を小学校は各校36台、中学校は各校18台、それからWi-Fi環境を小学校は2教室に1台、中学校は各校3台の整備を行っているところでございます。校内のインターネット回線容量は、現在100Mbpsを1Gbpsに拡大することとなりますし、電源キャビネットは各教室に新設することとなります。

おめくりいただき、次は3ページをお願いいたします。事業費に係る地方財政措置についての概要説明になります。(1)の令和元年度補正予算の場合が、本市において進めていく内容になります。財源としまして、国庫補助2分の1、補正予算債が100%充当と見込んでおります。

次に4ページをお願いいたします。市内小中学校のインターネット回線状況のイメージ図になります。右上の雲の形のインターネットから、その下の情報プラザを通じて、各学校にネットワークが整備されております。左下の黒い太枠の四角の中が、学校内の回線でございます。これについて、今回事業の対象になるというものでございます。

次に5ページをお願いいたします。市内小中学校校内LANのG I G Aネットワーク事業概算見積額となります。表につきましては、左から学校名、機器・工事関連、構築関連、工事費計となっております。学校規模に応じて2,200万円から3,300万円となっております。合計が3億6,460万円余となる見込みでございます。また、下の表は、工事費のうち、国庫補助と補正予算債、それから一般財源に分けて記載しております。

一般財源につきましては、学校単位で上限額3,000万円を超えた部分と、工事費のおおよそ1%程度を見込んでおります。なお、檜川中学校については義務教育学校として統合予定のため、工事は実施しないこととしております。

全体スケジュールとしましては、令和2年度に校内通信ネットワーク整備事業を行い、環境を整備した上で、令和3年度以降、児童生徒1人1台の端末整備事業を進めてまいりたいと考えております。

それでは、予算書96、97ページにお戻りください。情報通信ネットワーク整備事業につきましては、小学校9校については工事費2億4,940万円余、財源は国庫補助が1億2,159万円余、補正予算債1億2,500万円、一般財源で286万円余を見込んでいるところでございます。

続きまして、98、99ページをお願いいたします。3項中学校費1目学校管理費、最初の白丸、中学校管理諸経費につきましては、下から3つ目の黒ポツ、塩尻市辰野町中学校組合負担金710万円余の増額補正でございます。こちらは、両小野中学校のエアコン導入事業に関しまして繰越明許費の部分、それから、今回、国の内示を受けました貯水槽改修工事を補正で上げる予定のものと、あわせて今説明させていただいたGIGAスクールの事業費の部分で、合わせて710万円余の増額補正となります。

続きまして、2目教育振興費、2つ目の白丸、情報通信ネットワーク整備事業1億1,510万円余につきましては、檜川中学校を除く中学校4校について校内通信ネットワーク整備工事費として1億1,510万円余。財源は、国庫補助5,680万円余、補正予算債5,700万円、一般財源130万円余を見込んでいるところでございます。

次の100から107ページまでにつきましては、同様に決算見込み及び事業費確定に伴う減額補正でございますので、説明は省略させていただきます。説明は以上になります。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○委員長 それでは、質疑を行います。委員の皆さんから質問はありますか。

○金子勝寿委員 せっかく、説明をいただいたので、GIGAスクール構想で。(3)タブレットは36台という、大体そのぐらいで。使い方はどのような使い方ですか。36台をシェアして使うのか。

〔「全員」の声あり〕

○金子勝寿委員 全員にやるの。1人1台。

○教育総務課長 現在、導入している部分の36台につきましては、各学校ごとクラス単位ぐらいになると思うのですが、使い回しをしているような状況で、Wi-Fi環境も余り整備されていない中では、体育の授業で動画を撮影して、それをみんなで見てチェックしたりですか、今、そのような使い方をしているところがございます。今回のGIGAスクールに対応して、1人1台端末ということになってくると、それぞれの教室ごとに36台ずつ配備されるような内容になりますので、普段の授業で、このツールをどこまで生かして学びが進められるかというところ、また、教員の先生方の資質向上に、うちの情報教育担当指導主事を中心に研究を進めていく必要があるかとは思っているところでございます。

○金子勝寿委員 多分、先生方が教材の中で使いこなせるか。また、若い先生と年配の先生で差があると思うのですが。塩尻市として、この辺の蓄積とか、どうなのですか。というのは、前、青木村が結構タブレットを使ってやっていて、必ず授業前にドリルをやっているとか現地で拝見してくると、非常に年配の先生方も普段の授業の中に取り入れて使っていた。塩尻市としては、文科省でこういうふうに使いなさいみたいな指針ののっつて

やるのか、それとも、その辺、市として独自に考えがあったりとか、先生たちにある程度、こういう使い方をしてくださいという、上から話をするのか、もう学校ごとにやってという形でやるのか、その使い方の方針について。ちなみに、今は聞けなかったけれども、どこの、Appleのほうのタブレットを入れるのか、いわゆるiPadなのか、それとも、ほかのAndroid系にするのか。そこを教えてください。

○**教育総務課長** まず、機種を選定については全く白紙状態でございまして、どこのメーカーのものを入れていくのかは、今後検討を進めていきたいと思っています。ただ、国の補助額の上限である4万5,000円では到底難しいであろうというのが現場の考えでもありますので、そこは慎重に進めたいと思います。それから、タブレットの使い方については、各学校から1名ずつ担当の先生を集めて、ICT活用教育研究委員会というものがあります。これは、情報の指導主事を中心に行っているところでございますけれども、ここを中心に使い方の研究を進めていきたいと思っておりますし、国から示されるガイドラインがこれから出るかと思っておりますので、そういったものも参考にしながら、各学校で取り組める、もともになるようなものを考えていけたらと思っております。以上です。

○**委員長** いいですか。ほかにありますか。

○**柴田博委員** 69ページの一番上のプレミアム付商品券の関係ですけれども、改めてお伺いしたいと思いますけれども、非課税世帯での利用が少なかったということについて、その要因はどんなふうと考えられていますか。その辺、もう少し、お聞かせください。

○**福祉課長** 今回、非課税世帯につきましては申請が必要ということでして、その申請をしていただいてから引きかえ券を受け取って、商品券を買いに行くというような手間も多かったことが一つの要因かと思えます。ただ、引きかえ券を持っていかれて商品券を買うときに、やはり1冊4,000円の現金を用意しなければいけないというところについても、その部分で非課税世帯の方が、そこにお得感を感じたかどうかというのは、少し疑問がありまして、やはり少ない金額を毎日使っているというところもありますし、また、その金額を用意できるか。1人2万5,000円分を買えるのですけれども、2万円というお金を用意できるかというところもあったかと思えます。あと、もう一つ、今回の商品券につきましては、3月31日までに使い切るという部分もございましたので、その間にその金額を使い切るということにお得感を感じたかどうかというところにも、少し要因があるかと感じております。

○**柴田博委員** 今までも趣旨は違ったかもしれないけれど、同じようなプレミアム付商品券事業というものをやっていたと思うのですが、今回と比べて、今までと違った部分、今までとは違って今回違った部分とか、特別に何かあるわけでしょうか。

○**福祉課長** 今回、実施いたしましたプレミアム付商品券事業につきましては、前回は行いましたプレミアム付商品券事業をもとに実施させていただきました。ですので、やり方については前回と、ほぼ同様のやり方という形でやらせていただいたのですが、今回は対象者が限定されたということもありまして、前回は誰でも買えたということで、お金のある方、余裕のある方も買うことができたので、すぐに売り切れるということがありました。ただ、今回は非課税者の方という形でやりましたので、分割の購入ができたという工夫はしたのですけれども、やはり前回と違って、お得感を余り感じていただけなかったかと思えます。

○**柴田博委員** もう一回、お願いします。そうすると、購入するのに申請が必要だったというのは、これまでも

同じ条件だったということですか。

○福祉課長 申請が必要だということについては今回のみでして、今まで臨時福祉給付金など、お金を給付するという形の事業がありました。そういった部分では申請が必要ということもありましたが、商品券事業としましては、申請は今回が初めてでございます。

○柴田博委員 それで、今回、申請が必要だったというのは、国のほうで決まっていたのか、それとも、塩尻市でそのようにしたのか、その辺についてはどうなのですか。

○福祉課長 今回の事業の実施につきましては、国のガイドライン、やり方にのっとってやったものですので、国のやり方ということになります。

○柴田博委員 いいです。

○委員長 よろしいですか。ほかにありますか。

○西條富雄委員 75ページ、生活保護扶助費のところ、もう一回説明をもらいたくて。生活保護費の説明で、医療扶助のところ、新規でどうこうと言われたところが、少し早口だったものですから、書きとめられなくて、もう一回説明をお願いします。

○福祉課長 今回ですけれども、増額いたしました2,390万円というのは、主に医療扶助の部分に当たります。担当課として要因について検討した中では、新規に開始した方、今回40件ほどあるのですけれども、そうした方について、保護を申請されたときには、ほとんどの方、90%以上の方が健康状態が不良という形での申請でございました。それまで、医療受診もされていないという方が多いので、保護を申請した後に医療受診をされまして、その結果、重症化しており、入院が必要だという方もおりましたし、継続した通院治療が必要だという方もいらっしゃいました。その関係で、医療費の医療扶助が増えているという状況でございます。

○委員長 よろしいですか。

○西條富雄委員 今のでわかりました。それで、生活保護費を扶助している中の、医療を必要とする人のパーセンテージは、大体でいいですけれども、ほとんどが医療費扶助が必要なかどうか、教えてください。

○福祉課長 いろいろな医療の受診があるわけなのですけれども、こちらで集計しております、例えば歯医者に通うですとか、風邪をひいてとか、お子さんがけがをしてという医療受診、全て含めましても、受給者の90%以上が何らかの医療にかかっているという状況でございます。

○西條富雄委員 わかりました。いいです。

○委員長 よろしいですか。ほかにありますか。

○柴田博委員 今の生活保護のところですけれども、新規に受給を始められた方が40人ぐらいいたということなのですけれども、その方たちの中で、保護の相談に見えたときに、一度で申請をしたのか、それとも何度か行ったり来たりしたような人もいるのか。その辺についてはどうですか。

○福祉課長 まず、先ほど、件数について、私は40件ぐらいということをお申し上げしましたが、2月現在、正確な数字としては開始した件数は45件となっております。それで、面接回数というのがあるので、それが153件でございます。ただ、ほとんどが相談に来られて、そのまま申請をせずにお帰りになるという方だったり、生活保護の制度について知りたいという形で来られる方もいらっしゃいます。新規の申請した方につきましては、急迫状況によりますけれども、経済的に預貯金が少なくなってきたという方については、数回、面接に

来られて相談する方が多くいらっしゃいます。ただ、急性という形で、傷病で病気という形の方は、もう既に重症化している方もいらっしゃいますので、そういった場合には、まずは保護をしてからということで考えるケースもございます。

○柴田博委員 このようなことはないと思いますけれども、相談中に何回か、いわゆる相談中にだんだんと状況が悪くなって重症化したというようなケースはないといいふうに思っていますか。

○福祉課長 正直申しまして、全くないということはい切れません。それは、御本人の意思で申請していただいているので、御本人と面接する中で、お話を聞く中で、御本人が申請するかしないかという意思を確認して申請をいただくものです。御病気があるということであれば、こちらのほうでは、今すぐ申請したほうがよろしいのではないかとすることを申し上げる場合もありますけれども、やはり、御本人がその意思がなければ申請に至らない場合もあります。ですので、そうやって少しずつ先延ばしにしている間に重症化してしまうということもあります。

○柴田博委員 いいです。

○委員長 よろしいですか。ほかにありますか。

○西條富雄委員 両小野中の件でいいですか。99ページの両小野中の負担金のところで、先ほど説明が、エアコン導入と貯水槽整備というふうに関心されたのですが、貯水槽はどこの、両小野中の正門の辺なのか、中のほうだったか、そのような関係。どこの場所の貯水槽だったか確認させてください。

○教育総務課長 大変説明しづらいのですが、正門に入って、すぐ正面玄関の教室棟と言いますか、右側にあるのですけれども、その西と言いますか、建物の影になるのですけれども間にあって、それを、老朽化もございまして改修をしたいと。今回の国の補正予算でも内示を受けましたので、来年度実施したいというものでございます。

○委員長 よろしいですか。ほかにありますか。

〔「なし」の声あり〕

○委員長 それでは質疑を終了します。これより自由討議を行います。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○委員長 ないようですので、議案に対する討論を行います。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○委員長 ないようですので、議案第26号令和元年度塩尻市一般会計補正予算（第6号）中、当委員会に付託された部分については、原案のとおり認めることに御異議ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○委員長 異議なしと認め、議案第26号令和元年度塩尻市一般会計補正予算（第6号）中、当委員会に付託された部分については、全員一致をもって可決すべきものと決しました。

---

#### 議案第28号 令和元年度塩尻市奨学資金貸与事業特別会計補正予算（第1号）

○委員長 次に、議案第28号令和元年度塩尻市奨学資金貸与事業特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。説明を求めます。



○**教育総務課長** それでは、議案第28号令和元年度塩尻市奨学資金貸与事業特別会計補正予算書1ページをお願いいたします。歳入歳出それぞれ713万2,000円を減額し、総額を2,087万3,000円とするものでございます。

初めに、歳出から説明をさせていただきます。11、12ページをお開きください。1款総務費1項総務管理費1目一般管理費、白丸、貸付事業管理費につきましては、全て事業費確定に伴う減額でございます。

その下の白丸、基金積立金につきましては、貸付金の償還金と基金積立金の決算見込額からの補正となります。3つ目の黒ポツ、大野田育英基金につきましては、収入において現年度分で約200万円の減収見込み、それから滞納繰越分及び出納整理期間中に償還がありました繰越金の収入増から107万円余の減額としてございます。

次の白丸、一般会計繰出金につきましては、旧榑川村分との合併時に木曾広域連合分を統合する際、塩尻市の一般会計から繰り入れて一括償還されているため、償還された分を一般会計に戻すものでございます。

次に、2款貸付金1項貸付金1目貸付金、白丸、奨学資金貸付事業につきましては、令和元年度の新規貸付金が確定しております。育英基金の高校生につきましては、5人分の予算に対し1人。このため、152万円の減額。大野田育英基金の大学生につきましては、10人分の予算に対し6人の貸し付けということで、430万円余の減額となるものでございます。

続きまして歳入をお願いいたします。7、8ページをお願いします。1款財産収入の育英基金及び大野田育英基金の積立金利息につきましては、収入額の確定によるものでございます。

2款寄付金につきましては、本年度寄付はございませんでしたので1,000円の減額となります。

3款繰入金1項基金繰入金の育英基金繰入金及び大野田育英基金繰入金につきましては、歳出の確定に伴います繰入金の確定による減額補正です。

2項他会計繰入金の一般会計繰入金につきましては、先ほど御説明申し上げましたとおり、大野田育英基金の新規貸付者が10人予定のところ6名であるため、繰入額の確定に伴う減額でございます。

4款繰越金につきましては、出納整理期間中に収入のありました平成30年度分の確定額でございます。

次に、9、10ページをお願いします。5款諸収入につきましては、貸付金収入の今年度の収入状況からの見込みにより、それぞれ減額、増額の補正となります。説明は以上でございます。

○**委員長** それでは質疑を行います。委員の皆さんから質問はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○**委員長** それでは質疑を終了します。これより自由討議を行います。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○**委員長** ないようですので、議案に対する討論を行います。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○**委員長** ないようですので、議案第28号令和元年度塩尻市奨学資金貸与事業特別会計補正予算（第1号）については原案のとおり認めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○**委員長** 異議なしと認め、議案第28号令和元年度塩尻市奨学資金貸与事業特別会計補正予算（第1号）については全員一致をもって可決すべきものと決しました。

## 議案第29号 令和元年度塩尻市介護保険事業特別会計補正予算（第4号）

○委員長 続いて、議案第29号令和元年度塩尻市介護保険事業特別会計補正予算（第4号）を議題といたします。説明を求めます。

○長寿課長 それでは議案第29号令和元年度塩尻市介護保険事業特別会計補正予算について御説明します。資料の1ページをお願いします。歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ7,238万7,000を減額し、歳入歳出予算総額を、それぞれ54億4,525万8,000円とするものです。

まず、歳出から御説明します。資料の15、16ページをお願いします。1款総務費1項総務管理費1目一般管理費、説明欄1つ目の白丸、介護保険事務諸経費の1つ目の黒ポツ、介護保険システム改修委託料になります。来年度は早期にマイナンバーの情報連携に伴う改定がありまして、そのためのシステム改修を行うものです。93万9,000円になります。その下の黒ポツ、高齢者生活介護実態調査負担金は、第8期の介護保険事業計画のために行った高齢者実態調査のアンケート項目に追加項目があったときに、この負担金を使うものですが、追加項目がなかったので、不要となりましたので減額になります。

2項介護認定審査会費から2款保険給付費、21、22ページの3款地域支援事業費の1項介護予防・日常生活支援総合事業費の2目一般介護予防事業費までにつきましては、決算見込みによる減額増額のそれぞれ補正になります。

2項包括的支援事業及び任意事業費2目任意事業費になりますが、説明欄白丸、介護相談員派遣等事業、介護相談員報酬ですが、任期の途中で体調を崩し、やめられた方が1人おりまして、その分6万5,000円の減額となっています。

4款諸支出金1項還付金及び償還金1目第1号被保険者保険料還付金ですが、説明欄白丸、第1号被保険者保険料還付金、黒ポツ、保険料過年度還付金ですが、還付口座が不明であったり等で過年度分の保険料を還付するもので、決算見込みによる増額補正になります。

2目償還金、白丸、償還金ですが、過年度分の国庫支出金、県支出金の返還分になります。

それでは、歳入をお願いします。7、8ページになります。1款保険料1項介護保険料1目第1号被保険者保険料、説明欄黒ポツ、滞納繰越分保険料ですが、10月に滞納整理業務を税務課に移管したことにより増額した分の補正になります。

3款国庫支出金の1項から2項国庫補助金の3目地域支援包括的支援事業及び任意事業交付金までについては、歳出の決算見込みに伴う補正になります。

4目保険者機能強化推進交付金になりますが、平成30年度から国が市町村の自立支援重度化防止等の取り組みを支援するために創設したものです。評価指標によってつけられたポイントによって交付されるもので557万8,000円の交付となりました。

9、10ページになります。5目の介護保険システム整備補助金、説明欄黒ポツ、介護保険システム整備費補助金ですが、歳出でお話ししましたマイナンバーの情報連携に伴うシステム改修に対する補助金になります。国から3分の2の補助がきます。

4款支払基金交付金から5款県支出金、11、12ページになりますが、6款繰入金1項一般会計繰入金2目

地域支援事業総合事業繰入金、3目地域支援包括的支援事業及び任意事業繰入金についても、決算見込みによる補正になります。

2項基金繰入金ですが、支出の決算見込みにより178万円の増額補正となります。

13、14ページになります。9款サービス収入ですが、1項介護予防給付費収入1目介護予防居宅サービス収入。説明欄黒ポツ、介護予防サービス計画費収入についても支出の決算見込みによる増額補正になります。説明は以上になります。

○委員長 それでは質疑を行います。委員の皆さんから質問はありますか。

○柴田博委員 8ページの一番上の滞納繰越分保険料300万円増ということですが、これは集め方を変えたということですが、特別なやり方をしたということか、何かあるわけでしょうか。担当が変わったということだけで増えたということなのですか。

○長寿課長 今まで、うちの課では、滞納をしている方に対しての働きかけがほとんどできていなかったもので、その人たちに対する働きかけを全てお願いして、いつまでに払わないと差し押さえをしますというような文も入れている滞納処分というか、そのような働きかけをさせていただいています。

○柴田博委員 それは、担当をかえたというのは、そういうことで、これまでのままでは滞納分の保険料が収納できないからということをかえたということなのですか。

○長寿課長 19市に比べましても、うちの滞納繰越分の収納率がとても悪くて、10%を超えないときもありまして、その分、決算審査のときにも指摘されていまして、何とかしなければいけないということで、とても、うちの人員ではできなかったもので、税務課のほうには、滞納のシステムもありますので、それを使ってやっていただけたらということでもやってみて、今のところ、去年が9%、現在で28%ぐらいいっていますので、大分、効果が上がっていると思います。

○柴田博委員 いいです。

○委員長 よろしいですか。ほかにありますか。よろしいですか。

それでは質疑を終了します。これより自由討議を行います。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○委員長 ないようですので、議案に対する討論を行います。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○委員長 ないようですので、議案第29号令和元年度塩尻市介護保険事業特別会計補正予算（第4号）については原案のとおり認めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○委員長 異議なしと認め、議案第29号令和元年度塩尻市介護保険事業特別会計補正予算（第4号）については全員一致をもって可決すべきものと決しました。

以上で当委員会に付託された案件の審査を終了いたしました。なお、当委員会の審査結果報告書及び委員長報告の案文につきましては、委員長に御一任願いたいですが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○委員長 異議なしと認め、そのようにいたします。

行政側より、何かあればお願いします。

---

#### 閉会中の継続審査の申し出

○健康福祉事業部長 継続審査のお願いをいたします。本委員会が所管いたします福祉行政や教育行政などにつきましては、各部課等において、それぞれ重要案件、懸案事項を抱えております。議会閉会中におきましても、協議会等の開催をお願いする場合がございますので、継続して審査くださいますよう、よろしくお願ひいたします。以上です。

○委員長 ただいま継続審査の申し出がありました。これについて御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○委員長 異議なしと認め、そのように議長に申し出をいたします。理事者から挨拶があればお願いします。

---

#### 理事者挨拶

○副市長 2日間にわたりまして御審査をいただきまして、提案を申し上げました全ての案件につきまして、御承認をいただきました。大変ありがとうございました。新型コロナウイルスも蔓延しているようでございますので、何とぞお気をつけていただいておりますようお願いを申し上げます。どうもありがとうございました。

○委員長 ありがとうございました。以上で3月定例会福祉教育委員会を閉会といたします。御苦労さまでした。

午後2時07分 閉会

令和2年3月10日（火）

委員会条例第29条の規定に基づき、次のとおり署名する。

福祉教育委員会委員長 赤羽 誠治 印